

官報 号外 昭和二十三年六月二十九日

○第二回 参議院会議録第五十四号

昭和二十三年六月二十八日(月曜日)午前十時二十四分開議	第一二 懲察制度整備國庫負担に関する請願 (委員長報告)
議事日程 第五十二号	昭和二十三年六月二十八日午前十時開議
第一 民事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第一三 教職員の最低生活保障に関する請願 (委員長報告)
第二 性病予防法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第一四 三田、三輪両町の勤務地手当甲地指定に関する請願 (委員長報告)
第三 理容師法特別案(内閣提出) (委員長報告)	第一五 看護婦の待遇改善に関する請願 (委員長報告)
第四 癖薬取締法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第一六 電力復興諸施策に関する請願 (委員長報告)
第五 大賄取締法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第一七 朝日ダム建設促進に関する請願 (委員長報告)
第六 國有財産法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第一八 茨城県の発電計画に関する請願 (委員長報告)
第七 旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第一九 九州地方の電力増強対策に関する請願 (委員長報告)
第八 地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第二〇 在外同胞引揚促進に関する請願(四件) (委員長報告)
第九 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第二一 满洲引揚開拓民の入植に関する請願 (委員長報告)
第十 品種改良公團令の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第二二 特許引揚医師の内地開業許可に関する請願 (委員長報告)
第十一 勞働者災害補償保全法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第二三 中國東北地区残留同胞に対する陳情 (委員長報告)
第十二 水産法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)	第二四 警察費全額國庫補助に関する陳情 (委員長報告)
第十三 在外同胞引揚促進並びに引揚者援護に関する陳情 (委員長報告)	第二五 発電水利使用料の引上げに関する陳情 (委員長報告)
第十四 地方自治体機器整備等に関する陳情 (委員長報告)	第二六 地方自治体機器整備等に関する陳情 (委員長報告)
第十五 在外同胞引揚促進並びに引揚者援護に関する陳情 (委員長報告)	第二七 自治体警察費の財源に関する陳情 (委員長報告)

会社の配当する利益又は利息の支拂に関する法律案
減額社債に対する措置等に関する法律案
輸出入植物検疫法案
同日内閣から左の議案を提出した。
へい臓処理場等に関する法律案
國会法の一部を改正する法律案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

温泉法案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
農業改良局設置法案
同日議長は、左の予備審査のための衆議院送付案を厚生委員会に付託した。
水産廳設置法案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
農業改良局設置法案
同日議長は、左の予備審査のための衆議院送付案を厚生委員会に付託した。
國家行政組織法案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
造幣局官制の一部を改正する法律案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
水産廳設置法案
同日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。
農業改良局設置法案
同日議長は、左の予備審査のための衆議院送付案を厚生委員会に付託した。
理容師法の一部を改正する法律案
(議員等君外十名提出)
同日可決した左の内閣提出案は、即日これを衆議院に送付した。

興行場法案

同日衆議院から本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。

行政事件審訟特別法案

消防組織法の一部を改正する法律案

裁判官の報酬等に関する法律案

検察官の俸給等に関する法律案

同日衆議院から、同院は左の議案の撤回を承諾した旨の通知書を受領した。

内緊法の一部を改正する法律案

物價院法案

總理府設置法案

同日衆議院から左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

健康保険法の一部を改正する法律案

同日議長は、左の衆議院提出案を議院運営委員会に付託した。

温泉法案

同日議長は、左の予備審査のための内閣提出案を可決した旨衆議院に通じた。

閑送付案を委員会に付託した。

輸出入植物検査法 同日議員から左の質問主意書を提出した。

野銀治業に対する資材配当調査、工場食糧分配並に作業衣特配に関する質問主意書(宿谷榮一君提出)

同日内閣から左の答弁書を受領した。

參議院議員小川友三君提出医療課税反対に関する質問に対する答弁書

同日議院において採択することを決議した消防園用資材配給に関する請願外三十一件の請願及び地方財政確立に関する陳情外十七件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日委員長から左の報告書を提出し

た。陳情外十七件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

同日議院において採択することを決議した消防園用資材配給に関する請願外三十一件の請願及び地方財政確立に関する陳情外十七件の陳情は各々意見書を附し、即日これを内閣に送付した。

漁船保険法の一部を改正する法律案

商工省官制の一部を改正する法律案

工業技術廳設置法案

同日議員から左の議案を提出した。

一昨二十六日内閣から左の議案を提出した。

社会保険診療報酬支拂基金法案

同日議員から左の議案を提出した。

自轉車競技法案

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

君外四名発議) 議案を提出した。

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

獸醫師会及び裝蹄師会の解散に関する法律案

厚生委員会に付託する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を商業

業法に関する特例法案(小林勝馬君外四名発議)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

獸醫師会及び裝蹄師会の解散に関する法律案

厚生委員会に付託する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

同日衆議院から左の内閣提出案を商業

業法に関する特例法案(小林勝馬君外四名発議)

同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。

獸醫師会及び裝蹄師会の解散に関する法律案

厚生委員会に付託する法律案

損傷保険料率算出團体に関する法律案 同日議長は、左の議員提出案を厚生委員会に付託した。

あん摩、ほり、きゆう、柔道整復等

營業法に関する特例法案(小林勝馬君外四名発議)

水産委員会に付託する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

自轉車競技法案

同日議長は、左の予備審査のための内

閣送付案を委員会に付託した。

種畜法案 農林委員会に付託する法律案

獸醫師会及び裝蹄師会の解散に関する法律案

家畜傳染病予防法の一部を改正する法律案

厚生委員会に付託する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

農業改良助長法案

厚生委員会に付託する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

農林委員会に付託する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

厚生委員会に付託する法律案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

農業改良助長法案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

農業改良助長法案

同日議長は、衆議院送付の左の内閣提出案を委員会に付託した。

農業改良助長法案

同日第二十二回文書表掲載の請願書を左の委員会に付託した。

治安及び地方制度委員会

第十六十四号 文学者の地方事業

稅免除に関する請願書

第千七十五号 はり師、きゆう

師、あん摩師に対する事業税賦

課反対に関する請願書

第千七十六号 香川縣立高瀬高等

学校設立のための起債認可に関する請願書

第千七五号 はり師、きゆう師、

あん摩師に対する事業税賦反

対に関する請願書

第千百二十号 石炭燃素に対する請願書

第千百二十二号 助産医業に対する請願書

第千百五十八号 地方稅徵收猶予に関する請願書

第千百五十九号 市町村駐在に関する請願書

第千百六十二号 委任事務職員人

件費等に関する請願書

第千百六十四号 地方自治法第百

九條の改正に関する請願書

第千百六十五号 自治体警察費用

施行に関する請願書

第千百七号 小瀬、遠山両川の砂

防工事施行に関する請願書

第千百八号 土尻川沿岸地すべり

第千百九十九号 鹿児島県地すべり地 砂防工事施行に関する請願書	第千八十五号 藤澤市正田第三開 すの賛願書
第千百十二号 大野川改修工事促 進に関する請願書	第千百三十一号 本農協会農業費四 庫補助金額に関する請願書
第千百十三号 別府港を西除觀光 港とすることに関する請願書	第千百三十二号 岩手県培養に関する 請願書
第千百十三号 佐賀県復旧促進に関する請願 書	第千百四十三号 遊家族の教育方 策に関する請願書
第千百四十二号 西大坂災害防除 そく合計画に関する請願書	第千百四十三号 遊家族の教育方 策に関する請願書
第千百四十四号 直江津港修築に 關する請願書	第千百六十三号 廉天住宅建設費 国庫補助増額に関する請願書
第千百四十七号 関門国道トンネ ル建設工事促進に関する請願書	第千百六十三号 廉天住宅建設費 国庫補助増額に関する請願書
文教委員会	第千百七十一号 糸崎町の妻供出勤 に関する請願書
第千七十二号 地方教育委員会法 案に関する請願書	第千百七十一号 糸崎町の妻供出勤 に関する請願書
第千七十三号 同	第千百七十五号 林業の振興に関する 請願書
第千七十四号 同	第千百七十一号 二俣、佐久間鐵 道造成に関する請願書
第千七十六号 同	第千八十六号 神奈川縣三崎町に 鉄道を延長することに関する請 願書
第千七十七号 同(二件)	第千八十三号 二俣、佐久間鐵 道造成に関する請願書
第千七十八号 同	第千八十六号 神奈川縣三崎町に 鉄道を延長することに関する請 願書
第千七十九号 同	第千八十七号 横尾村、岐阜市間 を樽見線経営貨物自動車の延長 路線として編入することに関する 請願書
第千百四十五号・全日本立大学、 高等専門学校の授業料値上げ対 応する請願書	第千百三十八号 西日本鐵道株 式会社北九州の市内線取扱いに 関する請願書
文化委員会	第千百三十九号 山林關係事業予 算増額に関する請願書
第千百五十号 祭典場の國宝保存 に関する請願書	第千百三十九号 上田市にラジオ 放送中継所又は放送支局を設置 することに関する請願書
第千百六十六号 福岡館、劇場等 の入場料金統制撤廃に関する請 願書	第千百五十二号 上田市にラジオ 放送中継所又は放送支局を設置 することに関する請願書
厚生委員会	第千百六十九号 こんぶの統制撤 廃に関する請願書
第千百六十七号 車両法改正案の各 條項に関する請願書(五件)	第千百六十九号 同(三件)
第千八十四号 遺族の救済対策 に関する請願書	第千七十七号 同(二件)
鉱工業委員会	第千七十八号 同(二件)
	第千七十九号 同
	第千八十号 同

第千百八十一号 同(七件)	第千百八十一号 同
第千百八十二号 同(六件)	第千百八十二号 同
第千百八十三号 同	第千百八十三号 同
財政及び金融委員会	第千六十五号 取引高税反対に 關する請願書
第千八十八号 簡易生命保険及び 郵便年金積立金運用再開に關す る請願書	第千八十八号 簡易生命保険及び 郵便年金積立金運用再開に關す る請願書
第千八十九号 同	第千八十九号 同
第千九十一号 同	第千九十一号 同
第千九十二号 同	第千九十二号 同
第千九十三号 同(二件)	第千九十三号 同(二件)
運輸及び交通委員会	第千九十四号 簡易生命保険積立 金の運用再開に關する請願書
第千九十五号 同	第千九十四号 簡易生命保険積立 金の運用再開に關する請願書
所有山林の農地委員会貯水池設 置に関する請願書	第千九十九号 王子森林株式会社 所有山林の農地委員会貯水池設 置に関する請願書
第千百号 佐賀縣田石北部用水改 良事業費國庫補助増額に関する 請願書	第千百号 佐賀縣田石北部用水改 良事業費國庫補助増額に関する 請願書
第千百二号 農村工業の振興に關 する請願書	第千百二号 農村工業の振興に關 する請願書
第千百二十四号 自作母創設特別 措置法による認定行政と扶助行 政の両立に關する請願書	第千百二十四号 自作母創設特別 措置法による認定行政と扶助行 政の両立に關する請願書
第千百三十五号 山林關係事業予 算増額に関する請願書	第千百三十五号 山林關係事業予 算増額に関する請願書
第千百三十六号 愛媛縣の山林關係 保育業予算増額に關する請願書 びに住宅整備消のため農地調整 法の緩和に關する請願書	第千百三十六号 愛媛縣の山林關係 保育業予算増額に關する請願書 びに住宅整備消のため農地調整 法の緩和に關する請願書
水産委員会	第千百三十九号 同
第千百六十九号 こんぶの統制撤 廃に関する請願書	第千百六十九号 こんぶの統制撤 廃に関する請願書
商業委員会	第千七十七号 同(二件)
第千百三号 家具統制價格標準に 關する請願書	第千七十七号 同(二件)
第千百三十九号 同	第千七十八号 同(二件)
郵便年金積立金運用再開に 關する請願書	第千七十九号 同
鉱工業委員会	第千八十号 同

政の元化に関する請願書
(三件)
在外同胞引揚問題に関する特別委員会
第千百三十四号 引揚同胞対策審議会設置に関する請願書
第千百七十三号 在外同胞引揚促進に関する請願書
第千百七十四号 同
同日第二十二回文書表掲載の陳情書を左の委員会に付託した。
治安及び地方制度委員会
五百三十二号 助産医業に対する陳情書
五百三十二号 助産医業に対する陳情書 反対に関する陳情書

五百四十三号 地方段財政制度に関する陳情書(四件)
五百七十九号 医業に対する事業税賦課
五百八十一号 地方自治法中一部改正等に関する陳情書
五百三十三号 大津山國立公園
幹線の松山温泉道路復旧に関する陳情書
五百三十八号 災害復興都市計画事業費増額に関する陳情書
(二件)
五百四十五号 道路運送法による特定免許申請に関する陳情書
五百四十五号 道路運送法による陳情書
五百三十九号 在外同胞引揚促進に関する請願書
五百四十号 國道線工事促進に関する陳情書
五百七十一号 府県道駅早富山線を國道に編入することに関する陳情書
五百七十二号 國道線工事促進に関する陳情書
五百七十五号 民事訴訟法一部改正案中の施行期日延長に関する陳情書
五百七十六号 文教委員会

五百四十九号 國祭日「南山忌」又は「南朝祭」制定に関する陳情書(二件)
五百八十号 用紙割当審議会に關する陳情書
五百四十七号 九州地区的鐵維工業振興に関する陳情書
五百三十五号 電氣事業の再編に関する陳情書
五百五十号 配電事業の縣移管に関する陳情書
五百五十一号 配電事業の都市移管に関する陳情書
五百七十三号 電氣料金の適正化に関する陳情書
五百四十六号 生活協同組合法案改正に関する陳情書
五百六十八号 消費生活協同組合法案に関する陳情書
五百七十七号 賦稅増額に関する陳情書
五百三十一号 群馬縣下のひよ害應急対策に関する陳情書
五百六十二号 水害復旧事業費起債償還資金積國庫補助に関する陳情書
五百六十四号 道路省國庫補助費に関する陳情書
五百六十六号 國道開闢トンネル工事継続施行に関する陳情書
五百七十六号 品幾線品川、鶴見水產委員会

五百七十号 品幾線品川、鶴見兩駅間に旅客電車運転開始に関する陳情書
五百七十八号 醬油自給体制確立に関する陳情書
五百三十六号 中小企業振興對策に関する陳情書
五百四十七号 九州地区的鐵維工業振興に関する陳情書
五百三十七号 農業協同組合課税及び金融委員会
五百三十九号 簡易生命保険積立金運用再開に関する陳情書
(十二件)
五百三十九号 簡易生命保険及び郵便年金積立金運用再開に関する陳情書(二十一件)
五百三十九号 質易生命保険積立金運用再開に関する陳情書
五百三十九号 農業協同組合課税及び金融委員会
五百三十九号 商工業者に対する課税等に関する陳情書
五百三十九号 取引高稅反対に關する陳情書(十四件)
五百三十九号 税制改革反対に關する陳情書(二件)
五百三十九号 税制問題に関する陳情書
五百四十一号 商工業者に対する課稅等に関する陳情書
五百三十九号 戰時公債利拂停止反対に關する陳情書(二件)
五百三十九号 税制改革反対に關する陳情書
五百三十九号 貨物自動車營業種別標示に関する陳情書
五百四十八号 貨物軽車りょう運送事業の指導監督所管に関する陳情書
五百五十五号 門司地方陸通局設置に関する陳情書
五百五十八号 秋田、零石両駅間鉄道設工事促進に関する陳情書
五百五十九号 津山市、上井町間鐵道バス及びトラックの運輸開始に関する陳情書
五百六十七号 両議院の水產委員会存続に関する陳情書(五件)
五百六十七号 在外同胞引揚促進並びに未負家族接護に関する特別委員会

五百六十九号 福島、米沢両駅間電化促進に関する陳情書
五百六十九号 郡山まわり上野、新潟両駅間直通列車運行復活に関する陳情書
五百二十九号 青島における民

創設特別措置法の適用除外に関する陳情書
第五百七十号 品幾線品川、鶴見兩駅間に旅客電車運転開始に関する陳情書
第五百七十八号 醬油自給体制確立に関する陳情書
第五百三十六号 在外同胞引揚促進に関する陳情書
第五百三十九号 簡易生命保険積立金運用再開に関する陳情書
第五百三十九号 農業協同組合課税及び金融委員会
第五百三十九号 商工業者に対する課税等に関する陳情書
第五百三十九号 取引高稅反対に關する陳情書(十四件)
第五百三十九号 戰時公債利拂停止反対に關する陳情書(二件)
第五百三十九号 税制問題に関する陳情書
第五百三十九号 商工業者に対する課稅等に関する陳情書
第五百三十九号 戰時公債利拂停止反対に關する陳情書(二件)
第五百三十九号 税制改革反対に關する陳情書
第五百三十九号 貨物自動車營業種別標示に関する陳情書
第五百三十九号 貨物軽車りょう運送事業の指導監督所管に関する陳情書
第五百五十五号 門司地方陸通局設置に関する陳情書
第五百五十八号 秋田、零石両駅間鉄道設工事促進に関する陳情書
五百五十九号 津山市、上井町間鐵道バス及びトラックの運輸開始に関する陳情書
五百六十七号 両議院の水產委員会存続に関する陳情書(五件)
五百六十七号 在外同胞引揚促進並びに未負家族接護に関する特別委員会

昭和二十三年六月二十五日
司法委員会理事 岡部 常
参議院議長 松平恒雄殿
右全会一致をもつて別冊の通り修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

第一回六十九條を次のよう改め
第一回六十九條中「五百圓」を「五千圓」に改める。
一百七十七條を次のように改め

第二百七十七條 證人カ正當ノ事由

ナクシテ出頭セサルトキハ裁判所ハ決定ヲ以テ之ニ因リテ生シタル訴訟費用ノ負擔ヲ命シ且五千圓以下ノ過料ニ處ス此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第二百七十七條ノ二中「拘留又ハ科料」を「五千圓以下ノ罰金又ハ拘留」に改め、同條に次の一項を加え前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因リ罰金及拘留ヲ併科スルコトヲ得

第二百八十四條を次のように改める。證言拒絶ヲ理由ナシタル裁判確定シタル後證人カ放ナク證言ヲ拒ムトキハ第二百七十七條及第二百七十七條ノ二ノ規定ヲ準用ス

第二百九十三條中「第二百八十二條乃至第二百八十四條を第二百七十七條、第二百七十七條ノ二、第二百八十二條及第二百八十三條」に改める。

第三百十八條、第三百二十八條第二項及び第三百三十一條第一項の改正規定を次のように改める。

第三百三十九條第一項の改正規定を次のように改める。

第三百三十九條第一項中「五百圓」を「五千圓」に改める。附則第一條中「昭和二十三年七月十五日」を「昭和二十四年一月一日」に改める。

附則に次の一條を加える。

第八條 昭和二十二年法律第七十五号の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和二十三年七月十五日」を「昭和二十四年一月一日」に改める。

多数意見者署名

中村 正雄

星野 芳樹

大野 幸一

松村眞一郎

來馬 坂道

宇都宮 登

前田廣喜一郎

鈴木 安孝

鬼丸 義齋

水久保基作

要領書

一、委員会の決定の理由

本改正は、日本國憲法、民法、

裁判所法の改正に伴い民事訴訟部

門において、その全面的な改正を

なすに至るまで差当つて、さきに

公布されていた應急的措置法の内

容を本改正にとりいれ、なお、裁

判の運営上必要且つ適當と思われ

る二、三の新らしい制度、即ち、

交互訴問制、職権調査の廢止、

裁判官更迭の場合における証人再

訊問等を認めて当事者の保護を計

るとともに、簡易裁判所の訴訟手

の應急的措置に関する法律が本年七月十五日を以て失効するということを理由として、本改正案を同日から施行することになつて、同日から施行することになつて、裁判所としては職員の訓練、設備の充実等に相当の準備を要するので、前記の期日から実施することには困難だから、施行期日を昭和二十四年一月一日とするとともに、右の昭和二十二年法律第七十五号の効力も本改正法の施行期日まで延長するよう修正した。

二、事件の利害得失

新らしい裁判機構の下における

民事訴訟手続の進行を円滑にし、

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年五月二十六日

參議院議長 松平恒雄殿

衆議院議長 松岡 劍吉

國民の権利保護を全からしむる利益がある。

三、費用

この改正のために別に費用を要しない。

民事訴訟法の一部を改正する法律案

昭和二十四年二月一日

第三十一条ノ二 簡易裁判所ハ訴訟

カ其ノ管轄ニ屬スル場合ニ於テモ相當ト認ムルトキハ其ノ專屬管轄ニ屬スルモノヲ除ク外申立ニ因リ文ハ職權ヲ以テ訴訟ノ全部又ハ

一部ヲ其ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ニ移送スルコトヲ得

第三十三条 移送ノ裁判及移送ノ申立ヲ却下シタル裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得

第三十五条第一号中「妻」を「配偶者」に、同條第二号中「若ハ三親等内ノ姻族」を「三親等内ノ姻族若ハ同居ノ親族」に、同條第三号中「保佐人又ハ戸主若ハ家族」を「又ハ保佐人」に改める。

第三十九條 合議體ノ構成員タル裁判官及地方裁判所ノ一人ノ裁判官ノ除斥又ハ懲戒ニ付テハ其ノ裁判官所屬ノ裁判所カ、簡易裁判所ノ裁判官ノ除斥又ハ懲戒ニ付テハ其ノ裁判所ノ所在地位ヲ管轄スル地方裁判所カ決定ヲ以テ裁判所ハ前項ノ裁判ハ地方裁判所ニ於テハ

合議體ニ於テ之ヲ爲ス

第四十三条中「監督権アル裁判所」に改める。

第四十四条 本節ノ規定ハ裁判所書記ニ之ヲ准用スルノ場合ニ於テハ

裁判官ハ書記取扱ノ裁判所ノ職權ヲ以テ之ヲ爲ス

簡易裁判所ハ書記ノ回避ノ許可ハ

其ノ裁判所、裁判所法第37条

ノ規定スル裁判官之ヲ爲ス

第五十条中「妻」を削り、「保佐人ノ同意」夫ノ許可又ハ親族皆ノ同意」を「保佐人又ハ後見監督人ノ同意」に改める。

第七十九條第一項中「區裁判所」を「簡易裁判所」に改める。

第一百四條に次の二項を加える。

第三十條に次の二項を加える。

地方裁判所ハ訴訟カ其ノ管轄區域内ノ簡易裁判所ノ管轄ニ屬スル場

合ニ於テモ相當ト認ムルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ申立て因リ又ハ

職權ヲ以テ訴訟ノ全部又ハ一部

付自ラ審理及裁判ヲ爲スコトヲ得

但シ訴ニ付専屬管轄ノ定ノアル場

改める。

第二十二条第一項中「裁判所構成

シテ訴ヲ却下スルトキハ裁判所ハ

判決前原告ヲ審訊スルコトヲ要ス
審議四十條に次の二項を加える。

第一項ノ規定ハ當事者方口頭辯論
ノ期日ニ出頭セサル場合之ヲ准
用ス但シロ頭辯論期日ニ出頭セサ
ル當事者カ公示送达ニ依ル呼出ヲ
受ケタルモノナルトキハ此ノ限ニ
在ラス。

第一百四十三条中「其ノ席次ニ從ヒ
類次」を削る。

第一百五十一條第一項中「開庭若ハ」
を削り、同項を第三項とし、同條第二

二項を第四項とし、同條第一項及び
第三項として、次の二項を加える。

何人ぞ訴訟記録ノ閱覽ヲ裁判所書
記ニ請求スルコトヲ得俱シ訴訟記

錄ノ保存又ハ裁判所ノ執務ニ支障
アルトキハ此ノ限ニ在ラス。

公開ヲ禁止シタル口頭辯論ニ係ル
訴訟記録ニ付スル時ニ付當事者利害關
係ヲ明シタル者三者ニ限り前項

ノ規定ニ依ル請求ヲ爲スコトヲ得
百六十七條 刪除

第一百七十六条 刪除

第一百八十條第二項中「前項」を「前
二項」に改め、同項を第三項とし、同
條の次に次の二項を加える。

外國三於ニ贈スヘキ送达ニ付當事
方裁判所に改める。

第一百八十七条に次の二項を加え
る。

單獨ノ裁判官ノ更迭アリタル場合
ニ於テ從頭請問ヲ爲シタル證人ニ
付當時者カ更ニ訊問ノ申出ヲ爲シ
タルトキハ裁判所ハ其ノ訊問ヲ爲

スコトヲ要ス全體證人數裁判官ノ過
失を割り、第二百九十四条を第二百

半數力更迭シタル場合ニ於テ然前

訊問ヲ爲シタル證人ニ付當時者カ
更ニ訊問ノ申出ヲ爲シタルトキ亦

同シ 第百九十三条ノ二 判決力法令ニ違
背シタルコトヲ發見シタルトキハ
裁判所ハ其ノ言渡後一週間内ニ限
リ變更ノ判決ヲ爲スコトヲ得但シ

判決確定シタルトキ又ハ判決ヲ變
更スル爲事件ニ付尙辯論ヲ爲ス必
要アルトキハ此ノ限ニ在ラス。

變更ノ判決ハ口頭辯論ヲ經スシテ
之ヲ爲ス。

前項ノ判決ノ言渡期日ノ呼出ニ於
テハ公示送达ニ依ル場合ヲ除クノ
外呼出状ヲ送达ヲ受クヘキ者ノ住
所居所其ノ他送达ヲ爲スヘキ場
所ニ宛て發シタル時ニ於テ其ノ送
達アリタルモノト看做ス。

第二百二條に次の二項を加える。

第一百四條第二項ノ規定ヘ前項ノ
場合ニ對シタル時ニ於テ其ノ送

達アリタルモノト看做ス。

第二編第四章第四節中第二百七條
の次に次の二條を加える。

第二百七條 第一節 訴
訴訟手續」を「第一章 訴」に「第二
節 訴訟手續」を「第一章 訴」に「第二

節 訴訟手續」を「第一章 訴」に「第二
節 訴訟手續」を「第一章 訴」に「第二

第二百六十五条 第一項中「部員一
員」を「千圓」に改める。
第二百九十三条十二條中「第一百九十五
条及第二百九十九條乃至之三第二百
条之二」に、「地方法院」を「千
圓」に改める。

第三百三十九條第一項中「五百圓」

を「一千圓」に改める。

第三百三十九條第一項中「第一百九十五
条及第二百九十九條乃至之三第二百
条之二」に、「簡易裁判所」を「地方法院」
に改める。

第三百三十九條第一項中「五百圓」

を「一千圓」に改める。

要領書

一、委員会の決定の理由

性病の予防及び治療対策を、強力に確立するため、本法案は適切な措置であると認める。

但し、妊娠した者については、医師の健康診断を強制する必要があり、又本法案の施行に際して、その準備の万全を期するために、それ所必要な修正を加えた。

二、事件の利害得失

性病の徹底的治療と予防を行う利益がある。

三、費用

この法律を施行するためには、本年度において、約一億八百万円の予算を要する。

性病予防法案

右
國会に提出する。

昭和二十三年六月十日

内閣総理大臣 萩田 均

性病予防法案

第一章 総則

第一條 この法律は、性病が國民の健康な心身を侵し、その子孫にまで害を及ぼすことを防止するため、その徹底的な治療及び予防を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄與することを目的とする。

第二條 國及び地方公共團体は、常に性病の徹底的治療及び予防を行つて、性病にかかるものとともに、性病の治療及び予防に関する知識の普及を図らなければならぬ。

第三條 何人も、性病にからないようにつとめるとともに、性病にかかるときは、速やかに医師の治療を受けなければならない。

第四條 医師は、前二條に規定する國及び地方公共團体並びに個人の

貢務の達成に協力し、性病の治療及び予防につとめなければならない。

及び予防につとめなければならない。

その旨を告げなければならない。

第三章 健康診断

婚姻をしようとする者は、あらかじめ、相互に、性病にかかるかの確認を受ける。

第九條 妊娠した者は、性病にかかるかの確認を受ける。

第六條 医師が、性病にかかると診断したときは、省令の定めるところにより、その性病にかかる者又は後見人をいた。

第七條 妊娠した者は、性病にかかるかの確認を受ける。

第八條 婚姻をしようとする者は、あらかじめ、相互に、性病にかかるかの確認を受ける。

第九條 妊娠した者は、性病にかかるかの確認を受ける。

第十條 都道府縣知事は、第六條の規定による届出に基き、性病にかかる者に対する健康診断を受けるようにつとめなければならない。

第十一條 都道府縣知事は、正当な理由により賣いん営業の疑の著しい者に対する性病にかかるかの確認について医師の健康診断を受くべきことを命じ、又は当該医師に健康診断をさせることはできない。

第十二條 都道府縣知事は、性病の蔓延が著しい場合において、その治療及び予防のため、性病にかかると認めるに足りる正当な理由のある者に対し、省令の定めるとおり、厚生大臣の承認を受け出なければならない。患者が、治療し、若しくは死亡し、又はその居住の場所を管轄する保健所長を経て、その旨を都道府縣知事に届け出なければならない。

第十三條 医師が第十條又は第十一條の規定による健康診断をするに

当つては、命令で定める方法によることで、性病の検査を行わなければならない。

第八條 婚姻をしようとする者は、あらかじめ、相互に、性病にかかるかの確認を受ける。

第九條 妊娠した者は、性病にかかるかの確認を受ける。

第十條 都道府縣知事は、性病にかかるかの確認を受ける。

第十一條 都道府縣知事は、性病にかかるかの確認を受ける。

第十二條 都道府縣知事は、性病にかかるかの確認を受ける。

第十三條 都道府縣知事は、性病にかかるかの確認を受ける。

第十四條 都道府縣知事は、性病の治療及び予防上必要があると認められたときは、患者又はその保護者に對し、その患者が性病の治療に關する医師の診断書を交換するようにならなければならぬ。

第十五條 都道府縣知事は、必要があると認めたときは、現に医師の治療を受けている旨の証明書を提出しなければならない。

第十六條 都道府縣又は市町村は、厚生大臣の承認を受け、一定の期間を限り、適当と認める公私立の病院又は診療所を、前二項の規定による病院又は診療所に代用することができる。

第十七條 左に掲げる費用は都道府縣がこれを支弁する。

第一 第十條から第十二條までの健康診断に要する費用

第二 第十五條第三項の措置に要する費用

第三 都道府縣の設置する病院若しくは診療所又は都道府縣の代用病院若しくは代用診療所に要する費用

第四 第十八條 市町村の設置する病院若しくは診療所又は市町村の代用病院若しくは代用診療所に要する費用

第五 第十九條 國庫は、第十七條各号及び前條の費用に對しては、政令の定めるところにより、その三分の一を負担する。

第六 第二十條 國庫は、都道府縣の性病の治療及び予防に關する知識の普及のために支出する費用に對して、政令の定めるところにより予算の範囲内においてその三分の一以内を補助する。

第五章 施設

第十六條 都道府縣は、省令の定めるとおりにより、性病の治療を行ふために、病院又は診療所を設置しなければならない。

第十七條 市町村(特別区を含む。以下同じ)は、省令の定めるところにより、病院又は診療所を設置することができる。

第十八條 都道府縣又は市町村は、厚生大臣の承認を受け、一定の期間を限り、適當と認める公私立の病院又は診療所を、前二項の規定による病院又は診療所に代用することができる。

第十九條 都道府縣は、前二項の規定により、治療又は入院若しくは入所を命ぜられた患者及びその扶養義務者が、經濟的理由により、治療又は入所させることを命ずることができる。

第二十条 國庫は、都道府縣の性病の治療及び予防に關する知識の普及のために支出する費用に對して、政令の定めるところにより予算の範囲内においてその三分の一以内を補助する。

第一章 総則
第一條 この法律で「麻薬」とは、左に掲げるものをいう。

一 阿片及びコカ葉（アルカライドを抽出したコカ葉を除く。）
二 阿片又はコカ葉から抽出された一切のアルカリ性及びその誘導体並びにこれらに塩類。

三 阿片又は前号に掲げるものと同様のらん用の處があり、且つ、同様の害毒作用を引き起こす化學的合成品で厚生大臣が指定するもの。

四 前三号に掲げるものを含有するもの。

第二條 この法律で「麻薬取扱者」とは、麻薬輸入業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、麻薬卸賣業者、麻薬小賣業者、麻薬管理業者、麻薬研究者、麻薬試験者、麻薬管理業者並びにこれらに塩類。

5 この法律で「麻薬元卸賣業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻薬を小分けすることを業とする者をい。

6 この法律で「麻薬元卸賣業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻薬を卸賣する者をいう。

7 この法律で「麻薬卸賣業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻薬又は麻薬研究者に麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

8 この法律で「麻薬小賣業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻薬又は麻薬研究者に麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

9 この法律で「麻薬施用者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻薬又は麻薬研究者に麻薬を譲り渡すことを業とする者をいう。

10 この法律で「麻薬管理者」とは、医師、歯科医師又は歯医師であつて厚生大臣の免許を受け、他人又は家畜に対し治療の目的で麻薬を施用し、施用のため交付し、又は麻薬を記載した処方せんを交付する者をいう。

11 この法律で「麻薬研究者」とは、厚生大臣の免許を受けてその病院又は診療所で施用し、又は施用のため交付する麻薬の調査及び管理の實に任ずる者をいう。

12 この法律で「家庭麻薬小賣業者」とは、厚生大臣の免許を受けて家庭麻薬を使用する者をいう。

13 この法律で「麻薬研究者」とは、厚生大臣の免許を受けて半筋研究のため麻薬を使用する者をいう。

14 この法律で「麻薬製剤業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻薬を製造（化學的方法により変形をし、又は精製すること）を業とする者をいう。

15 この法律で「麻薬製造業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻薬を製造（化學的方法により変形をし、又は精製すること）を業とする者をいう。

16 この法律で「麻薬小賣業者」とは、厚生大臣の免許を受けて千分中四分以下の阿片、万分中五分以下のモルヒネ若しくはその塩類又は千分中二分以下のコデイン、ヒドロコデイン若しくはこれらの塩類が検出され、これら以外の麻薬が検出されない麻薬（以下家庭麻薬といふ。）を麻薬取扱者以外の者に譲り渡すことを業とする者をいう。

17 この法律で「麻薬元卸賣業者」とは、厚生大臣の免許を受けて麻薬を小分けすることを業とする者をい。

第三條 麻薬取扱者でなければ麻薬

本人が薬剤師である医薬品製造業者又は薬剤師を使用する医薬品製造業者

三 麻薬元卸賣業者及び麻薬卸賣業者については、本人が薬剤師である医薬品販賣業者又は薬剤師

四 麻薬小賣業者については、医師、歯科医師又は歯医師

五 麻薬研究者については、医師

六 麻薬管理者については、医師、歯科医師又は歯医師

七 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

八 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

九 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

十 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

十一 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

十二 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

十三 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

十四 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

十五 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

十六 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

十七 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

十八 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

十九 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

二十 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

二十一 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

二十二 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

二十三 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

二十四 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

二十五 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

二十六 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

二十七 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

二十八 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

二十九 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

三十 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

三十一 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

三十二 麻薬研究者については、家庭麻薬小賣業者

麻薬小賣業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は家庭麻薬小賣業者

五十四 百円

五十五 百円

五十六 百円

五十七 百円

五十八 百円

五十九 百円

六十 百円

六十一 百円

六十二 百円

六十三 百円

六十四 百円

六十五 百円

六十六 百円

六十七 百円

六十八 百円

六十九 百円

七十 百円

七十一 百円

七十二 百円

七十三 百円

七十四 百円

七十五 百円

七十六 百円

七十七 百円

七十八 百円

七十九 百円

八十 百円

八十一 百円

八十二 百円

八十三 百円

八十四 百円

合には、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

第五章 雜則

第二十二条 大麻草の栽培区域及び栽培面積は、厚生大臣及び農林大臣がこれを定める。

第二十三条 この法律に定めるものを除き、この法律を施行するため必要な事項は、省令でこれを定める。

第六章 罰則

第二十四条 第三條第一項若しくは第二項、第四條、第十三條、第十四條又は第十六條の規定に違反した者は、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十五条 左の各号の一に該当する者は、これを一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十六条 第三條第一項の規定による譲受証又は譲渡証に必要事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をなし、又はこれを相手方に交付しなかつた者

第二十七条 左の各号の一に該当する者は、これを三年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

第二十八条 第三條第一項の規定による譲受証又は譲渡証に必要事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をなし、又はこれを相手方に交付した者

第二十九条 第二項又は第十二條第一項の規定に違反した者

第三十条 第十二條第一項の規定による譲受証又は譲渡証に必要事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をなし、又はこれを相手方に交付した者

第三十一条 第二項又は第十七條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

第三十二条 第二項又は第十七條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

第三十三条 第二項又は第十七條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

第三十四条 第二項又は第十七條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者は、これを五千円以下の罰金に処する。

一 第十條第二項の規定による届出をしなかつた者

○塙本重蔵君 只今説題となりました性病予防法案の、厚生委員会におきまつる審議の経過並びにその結果を御報出をしなかつた者 従わなかつた者 第十九條の規定による命令に従つた者 第二十條第一項の規定による命令に従つた者 第二十一條第一項の規定による命令に従つた者 第二十二條第一項の規定による命令に従つた者 第二十三條第一項の規定による命令に従つた者 第二十四條第一項の規定による命令に従つた者 第二十五条第一項の規定による命令に従つた者 第二十六条第一項の規定による命令に従つた者 第二十七条第一項の規定による命令に従つた者 第二十八条第一項の規定による命令に従つた者 第二十九条第一項の規定による命令に従つた者 第三十条第一項の規定による命令に従つた者 第三十二条第一項の規定による命令に従つた者 第三十三条第一項の規定による命令に従つた者 第三十四条第一項の規定による命令に従つた者

○塙本重蔵君 只今説題となりました性病予防法案の、厚生委員会におきまつる審議の経過並びにその結果を御報出をしなかつた者 従わなかつた者 第十九條の規定による命令に従つた者 第二十條第一項の規定による命令に従つた者 第二十一條第一項の規定による命令に従つた者 第二十二條第一項の規定による命令に従つた者 第二十三條第一項の規定による命令に従つた者 第二十四條第一項の規定による命令に従つた者 第二十五条第一項の規定による命令に従つた者 第二十六条第一項の規定による命令に従つた者 第二十七条第一項の規定による命令に従つた者 第二十八条第一項の規定による命令に従つた者 第二十九条第一項の規定による命令に従つた者 第三十条第一項の規定による命令に従つた者 第三十二条第一項の規定による命令に従つた者 第三十三条第一項の規定による命令に従つた者 第三十四条第一項の規定による命令に従つた者

○塙本重蔵君 只今説題となりました性病予防法案の、厚生委員会におきまつる審議の経過並びにその結果を御報出をしなかつた者 従わなかつた者 第十九條の規定による命令に従つた者 第二十條第一項の規定による命令に従つた者 第二十一條第一項の規定による命令に従つた者 第二十二條第一項の規定による命令に従つた者 第二十三條第一項の規定による命令に従つた者 第二十四條第一項の規定による命令に従つた者 第二十五条第一項の規定による命令に従つた者 第二十六条第一項の規定による命令に従つた者 第二十七条第一項の規定による命令に従つた者 第二十八条第一項の規定による命令に従つた者 第二十九条第一項の規定による命令に従つた者 第三十条第一項の規定による命令に従つた者 第三十二条第一項の規定による命令に従つた者 第三十三条第一項の規定による命令に従つた者 第三十四条第一項の規定による命令に従つた者

するようにいたしたい。質問の三、六條の医師の指示は、文書によつても行わるか。答、省令に規定するつもりであるが、口頭又は文書のいすれでもよいことにしたい。質問の四、流産の場合は、医師の診断を受けるべきでありますと規定してはどうか。答、流産の場合の健康診断は、医師又は助産婦の責務として獎勵するので、規定する必要はないと考えた。質問の五、性病の治療費を地方公共團体に負担せしめる規定があるが、今日のように地方財政が困難であるとき、かよな負担ができないと思うか。答、地方財政は困難と思ふので、治療費の点は本人の負担能力に應じて全額又は一部負担を行わしめることにする。質問の六、本法案を施行するに當つて、日本国籍外の人に対し、その取扱いを如何にするのであるか。答、日本本土に在住する者に対しては、全部適用する考えである。質問の七、本法案は性病撲滅を目的とすると思うが、結果として重大な点は、人権蹂躪の問題が起き易い進駐軍を除いては、全部適用する考えである。質問の八、本案の対象は、國民全体であるが、例えば罰則の対象になら者は、必ずしもいわゆる賣淫者でなくして、普通の家庭の子女も处罚の対

象となつておるよう見受けられるが、その点間違はないか。答、普通の家庭の子女も处罚の対象となることがあるのを、健康診断を受けねばならない」とあるのを、受けない」とあるのを、健康診断を受けねばならない」と修正した方がいいことになります。修正の第二点は、國、公共團体、個人及び医師が、その予防治療に責任を持ち、互いに協力しなければならないが、その医師の協力の限界は如何。尙性病に対する医師の公益性を伺いたい。答、第六條及び第七條に規定されて、その点はあるが、細かいことは、省令等で決めた。尙医師の公益性については、傳染病取扱いの場合と同様な立場にあるものと考えられる。質問の十、当該更員が患者又は疑わしい者の居所や住所に立入つて、必要な調査をする場合、人権蹂躪になりがちである。対象が賣春婦の場合は格別、一般家庭人の場合には、人権尊重の意味で、書面等で應答ができるようにしてはどうか。答、当該更員の立入りの場合には、慎重を期して、苟くも人権蹂躪のごときことのないようにいたしたい。不必要的線を定して、以て人権蹂躪も起さず、予防治療も徹底せしめて行き、その間の調査は非常に困難ではあるけれども、運営において十分注意して行くつもりである。質問の十一、常習賣淫者に対する更生のための職業指導は大切であると思うが、これに対する方策如何。答、常習者が性病のため、入院治療を行うだけでは徹底しない。ひとと授産所を提示すればよいこと、或いは又十二條には、健康診断を命ぜられた者は、厚生大臣の承認を必要とする。或いは二十三條には、当該更員の身分證明書の提出、二十四條の行政訴願、即ち健康診断をされようとした者は、その処分が違法であると主張するときは、裁判所にその処分の取消の訴を提起するところのとき送つて、生産事業を行わせられる。質問の八、本案の対象は、國民

の点間違はないか。答、普通の家庭の子女も处罚の対象となることがあるのを、受けない」とあるのを、健康診断を受けねばならない」と修正した方がいいことになります。修正の第二点は、國、公共團体、個人及び医師が、その予防治療に責任を持ち、互いに協力しなければならないが、その医師の協力の限界は如何。尙性病に対する医師の公益性を伺いたい。答、第六條及び第七條に規定されて、その点はあるが、細かいことは、省令等で決めた。尚医師の公益性については、傳染病取扱いの場合と同様な立場にあるものと考えられる。質問の十、当該更員が患者又は疑わしい者の居所や住所に立入つて、必要な調査をする場合、人権蹂躪になりがちである。対象が賣春婦の場合は格別、一般家庭人の場合には、人権尊重の意味で、書面等で應答ができるようにしてはどうか。答、当該更員の立入りの場合には、慎重を期して、苟くも人権蹂躪のごときことのないようにいたしたい。不必要的線を定して、以て人権蹂躪も起さず、予防治療も徹底せしめて行き、その間の調査は非常に困難ではあるけれども、運営において十分注意して行くつもりである。質問の十一、常習賣淫者に対する更生のための職業指導は大切であると思うが、これに対する方策如何。答、常習者が性病のため、入院治療を行うだけでは徹底しない。ひとと授産所を提示すればよいこと、或いは又十二條には、健康診断を命ぜられた者は、厚生大臣の承認を必要とする。或いは二十三條には、当該更員の身分證明書の提出、二十四條の行政訴願、即ち健康診断をされようとした者は、その処分が違法であると主張するときは、裁判所にその処分の取消の訴を提起するところのとき送つて、生産事業を行わせられる。質問の八、本案の対象は、國民

の点間違はないか。答、普通の家庭の子女も处罚の対象となることがあるのを、受けない」とあるのを、健康診断を受けねばならない」と修正した方がいいことになります。修正の第二点は、國、公共團体、個人及び医師が、その予防治療に責任を持ち、互いに協力しなければならないが、その医師の協力の限界は如何。尙性病に対する医師の公益性を伺いたい。答、第六條及び第七條に規定されて、その点はあるが、細かいことは、省令等で決めた。尚医師の公益性については、傳染病取扱いの場合と同様な立場にあるものと考えられる。質問の十、当該更員が患者又は疑わしい者の居所や住所に立入つて、必要な調査をする場合、人権蹂躪になりがちである。対象が賣春婦の場合は格別、一般家庭人の場合には、人権尊重の意味で、書面等で應答ができるようにしてはどうか。答、当該更員の立入りの場合には、慎重を期して、苟くも人権蹂躪のごときことのないようにいたしたい。不必要的線を定して、以て人権蹂躪も起さず、予防治療も徹底せしめて行き、その間の調査は非常に困難ではあるけれども、運営において十分注意して行くつもりである。質問の十一、常習賣淫者に対する更生のための職業指導は大切であると思うが、これに対する方策如何。答、常習者が性病のため、入院治療を行うだけでは徹底しない。ひとと授産所を提示すればよいこと、或いは又十二條には、健康診断を命ぜられた者は、厚生大臣の承認を必要とする。或いは二十三條には、当該更員の身分證明書の提出、二十四條の行政訴願、即ち健康診断をされようとした者は、その処分が違法であると主張するときは、裁判所にその処分の取消の訴を提起するところのとき送つて、生産事業を行わせられる。質問の八、本案の対象は、國民

の点間違はないか。答、普通の家庭の子女も处罚の対象となることがあるのを、受けない」とあるのを、健康診断を受けねばならない」と修正した方がいいことになります。修正の第二点は、國、公共團体、個人及び医師が、その予防治療に責任を持ち、互いに協力しなければならないが、その医師の協力の限界は如何。尙性病に対する医師の公益性を伺いたい。答、第六條及び第七條に規定されて、その点はあるが、細かいことは、省令等で決めた。尚医師の公益性については、傳染病取扱いの場合と同様な立場にあるものと考えられる。質問の十、当該更員が患者又は疑わしい者の居所や住所に立入つて、必要な調査をする場合、人権蹂躪になりがちである。対象が賣春婦の場合は格別、一般家庭人の場合には、人権尊重の意味で、書面等で應答ができるようにしてはどうか。答、当該更員の立入りの場合には、慎重を期して、苟くも人権蹂躪のごときことのないようにいたしたい。不必要的線を定して、以て人権蹂躪も起さず、予防治療も徹底せしめて行き、その間の調査は非常に困難ではあるけれども、運営において十分注意して行くつもりである。質問の十一、常習賣淫者に対する更生のための職業指導は大切であると思うが、これに対する方策如何。答、常習者が性病のため、入院治療を行うだけでは徹底しない。ひとと授産所を提示すればよいこと、或いは又十二條には、健康診断を命ぜられた者は、厚生大臣の承認を必要とする。或いは二十三條には、当該更員の身分證明書の提出、二十四條の行政訴願、即ち健康診断をされようとした者は、その処分が違法であると主張するときは、裁判所にその処分の取消の訴を提起するところのとき送つて、生産事業を行わせられる。質問の八、本案の対象は、國民

の点間違はないか。答、普通の家庭の子女も处罚の対象となることがあるのを、受けない」とあるのを、受けない」と修正した方がいいことになります。修正の第二点は、國、公共團体、個人及び医師が、その予防治療に責任を持ち、互いに協力しなければならないが、その医師の協力の限界は如何。尙性病に対する医師の公益性を伺いたい。答、第六條及び第七條に規定されて、その点はあるが、細かいことは、省令等で決めた。尚医師の公益性については、傳染病取扱いの場合と同様な立場にあるものと考えられる。質問の十、当該更員が患者又は疑わしい者の居所や住所に立入つて、必要な調査をする場合、人権蹂躪になりがちである。対象が賣春婦の場合は格別、一般家庭人の場合には、人権尊重の意味で、書面等で應答ができるようにしてはどうか。答、当該更員の立入りの場合には、慎重を期して、苟くも人権蹂躪のごときことのないようにいたしたい。不必要的線を定して、以て人権蹂躪も起さず、予防治療も徹底せしめて行き、その間の調査は非常に困難ではあるけれども、運営において十分注意して行くつもりである。質問の十一、常習賣淫者に対する更生のための職業指導は大切であると思うが、これに対する方策如何。答、常習者が性病のため、入院治療を行うだけでは徹底しない。ひとと授産所を提示すればよいこと、或いは又十二條には、健康診断を命ぜられた者は、厚生大臣の承認を必要とする。或いは二十三條には、当該更員の身分證明書の提出、二十四條の行政訴願、即ち健康診断をされようとした者は、その処分が違法であると主張するときは、裁判所にその処分の取消の訴を提起するところのとき送つて、生産事業を行わせられる。質問の八、本案の対象は、國民

の点間違はないか。答、普通の家庭の子女も处罚の対象となることがあるのを、受けない」とあるのを、受けない」と修正した方がいいことになります。修正の第二点は、國、公共團体、個人及び医師が、その予防治療に責任を持ち、互いに協力しなければならないが、その医師の協力の限界は如何。尙性病に対する医師の公益性を伺いたい。答、第六條及び第七條に規定されて、その点はあるが、細かいことは、省令等で決めた。尚医師の公益性については、傳染病取扱いの場合と同様な立場にあるものと考えられる。質問の十、当該更員が患者又は疑わしい者の居所や住所に立入つて、必要な調査をする場合、人権蹂躪になりがちである。対象が賣春婦の場合は格別、一般家庭人の場合には、人権尊重の意味で、書面等で應答ができるようにしてはどうか。答、当該更員の立入りの場合には、慎重を期して、苟くも人権蹂躪のごときことのないようにいたしたい。不必要的線を定して、以て人権蹂躪も起さず、予防治療も徹底せしめて行き、その間の調査は非常に困難ではあるけれども、運営において十分注意して行くつもりである。質問の十一、常習賣淫者に対する更生のための職業指導は大切であると思うが、これに対する方策如何。答、常習者が性病のため、入院治療を行うだけでは徹底しない。ひとと授産所を提示すればよいこと、或いは又十二條には、健康診断を命ぜられた者は、厚生大臣の承認を必要とする。或いは二十三條には、当該更員の身分證明書の提出、二十四條の行政訴願、即ち健康診断をされようとした者は、その処分が違法であると主張するときは、裁判所にその処分の取消の訴を提起するところのとき送つて、生産事業を行わせられる。質問の八、本案の対象は、國民

個の法律を制定いたしまして、これが取締の完璧を期すことになつたのであります。本法案は大統領の定義を規定すると共に、麻薬取締法と同様免許制をとり、その他の面も大体、麻薬取締法と同様であります。以上がこの法案の内容の概要であります。委員会におきましては、六月二十四日と二十五日の両日に亘つて慎重な審議をいたしました。各委員より様々の質問が行われたのであります。が、それを省略いたすことになります。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めました。各委員よからくて質疑を終りまして、討論を省略し、全会一致を以て原案通り可決されました。これを以て御報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て委員会修正通り採決されました。

○議長(松平恒雄君) 大に理容師法特例案、麻薬取締法案、大麻取締法案全部を問題に供します。三案に賛成の諸君の起立を請います。

○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつて三案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) この際日程第六、國有財産法案、日程第七、旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)以上

兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先づ委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長、黒田英雄君。

〔審査報告書は都合により第五十八号の末尾に掲載〕

國有財産法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會法第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月十八日

衆議院議長 松岡 駒吉

參議院議長 松平恒雄殿

國有財産法案

國有財産法目次

第一章 総則

第二章 管理及び処分の機關

第三章 管理及び処分

第一節 通則

第二節 行政財產

第三節 普通財產

第四章 台帳、報告書及び計算書

附 則

國有財產法

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一條 國有財産の取得、維持、保

存及び運用(以下管理といふ)並

びに处分については、他の法律に

特別の定のある場合を除く外、こ

の法律の定めるところによる。

(國有財産の範囲)

この法律において國有財産とは、

國の負担において國有となつた財産又は法令の規定により國有となつた財産により國有となつた

財産であつて左に掲げるものをい

一 不動産

二 船舶、浮標、浮さん橋及び浮

ドック

三 前二号に掲げる不動産及び動

機械及び重要な器具

四 事業所、作業所、学校、病

院、研究所その他のこれらに準ず

る施設においてその用に供する

五 地上権、地役権、鉱業権、砂

金権その他これらに準ずる権利

六 特許権、著作権、商標権、実

用新業権その他これらに準ずる

権利

七 株券、社債券、地方債証券、

投資信託の受益証券及び出資に

因る権利並びに外國又は外國法

人の発行する証券で株券、社債

券、地方債証券その他これらに

準するものの性質を有するも

の。但し、國が資金又は積立金

の運用及びこれに準する目的の

ために臨時に所有するものを除

く。

前項第四号の機械及び重要な器

具は、当該事業所、作業所、學

校、病院、研究所その他これらに

準する施設を廢止した場合におい

ても、これを國有財産とする。

第一項第七号の社債券には、特

別の法令により法人の発行する債

券及び社債等登録法(昭和十七年

法律第十一号)の規定により登録

された社債を含むものとする。

(國有財産の分類)

第三條 國有財産は、これを行政財

産と普通財産とに分類する。

2 行政財産とは、左に掲げる種類

の財産をいう。

一 公用財産

國において國の事

務、事業又はその職員の住居の

所屬に属する國有財産を他

の部局等の所屬に移すことをい

う。

第二章 管理及び処分の機関

第三章 管理及び処分

第一節 通則

用に供し、又は供するものと決

定したもの

二 公共福利用財産

國において直接公共の用に供し、若しくは

供するものと決定した公園若し

くは廣場又は公共のために保存

する記念物若しくは國宝

の用に供するもの

企業用財産

國において國の企業に從事する職

員の住居の用に供し、又は供す

るものと決定したもの

企業又はその企業に從事する職

員の住居の用に供し、又は供す

るものと決定したもの

普通財産

國において皇室

の用に供するもの

第三 皇室用財産

國において皇室

の用に供するもの

四 企業用財産

國において國の企業に從事する職

員の住居の用に供し、又は供す

るものと決定したもの

第五

各省各廳の長は、その所管

に属する行政財産を管理しなけれ

ばならない。

(普通財産の管理及び処分の機関)

第六條 普通財産は、大蔵大臣が、

これを管理し、又は処分しなけれ

ばならない。

(國有財産の引締)

第七條 大蔵大臣は、國有財産の總

緒をしなければならない。

(國有財産の總括の機關)

第八條 行政財産の用途を廃止した

場合においては、各省各廳の長

は、大蔵大臣にこれを引き継がな

ければならない。但し、政令で定

める特別会計に属するもの及び引

き継ぐことを適当としないものと

して政令で定めるものについて

は、この限りでない。

前項但書の普通財産について

は、第六條の規定にかかるわらず、

當該財産を所管する各省各廳の長

が、これを管理し、又は処分する

ものとする。

(國有財産の事務の委任)

第九條 各省各廳の長は、その所管

に属する國有財産に関する事務の

一部を、部局等の長に分掌させる

ことができる。

(國有財産の事務の委任)

第十條 大蔵大臣は、必要があると

認めるときは、各省各廳の長に対

し、その所管に属する國有財産に

ついて、その状況に関する資料若

しくは報告を求める、実地監査をし、又は開議の決定を經て、用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置を求めることができる。

第十一條 大藏大臣は、各省各廳の長の所管に屬する國有財産につき、その現況に関する記録を備え、當時その状況を明らかにして置かなければならぬ。

第十二條 各省各廳の長が、國有財産の所管換を受けようとするときは、当該財産を所管する各省各廳の長及び大藏大臣に協議しなければならない。

第十三條 公共福社用財産又は皇室用財産とする目的で財産を取得し、又は公共福社用財産若しくは皇室用財産以外の國有財産をこれら会の議決を経なければならない。

第十四條 左に掲げる場合においては、当該國有財産を所管する各省各廳の長は、太藏大臣に協議しなければならない。

一 公用財産又は企業用財産とする目的で土地又は建物を取得しようとするとき。

二 普通財産を公用財産又は企業用財産としようとするとき。

三 公用財産を企業用財産とし、又は企業用財産を公用財産としようとするとき。

四 公用財産又は企業用財産である土地又は建物の用途を変更しようとするとき。

五 公用財産又は企業用財産である建物を移築しようとするとき。

六 公用財産又は企業用財産である土地又は建物について、所管する者に於ける会計の間に於いて所管換をしようとするとき。

前項第一号、第四号及び第五号の規定は、政令で定める特別会計に属するものについては、これを適用しない。

(異なる会計間の所管換等)

第十五條 公用財産、企業用財産及び普通財産を、所屬を異にする会計の間に於いて、所管換若しくは所管替をし、又は所屬を異にする会計をして使用させるときは、当該会計間に於いて有償として整理するものとする。但し、國において直接道路、河川、水路、港湾その他公共の用に供する財産であつて公共福社用財産以外のもの(以下公共物といふ)又は公共福社用財産とする目的をもつてこれを下に掲げる場合においては、その取扱に係る從事する職員は、その取扱に係る所有物と交換することができる。

2 前項の規定に違反してなした行為は、これを懲戒とする。

(國有財產調整審議会)

第十六條 第十條の規定により太藏大臣の求める用途の変更、用途の廃止、所管換その他必要な措置及び第十四條の規定により太藏大臣が協議を受けた重要な事項について、太藏大臣の諮詢に應じてこれを調査審議するため、太藏省に國有財産調整審議会を置く。

2 人以内でこれを組織する。

3 会長は、太藏大臣をもつて、こ

れに充てる。

第二節 行政財産
(処分等の制限)

第十八條 行政財産は、その用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合を除く場合は、この限りでない。

(職員の行爲の制限)

第十九條 第二十一条から第二十五条までの規定は、行政財産をその用途又は目的を妨げない限度において使用又は収益をさせる場合に於いて、これを適用する。

(適用規定)

第三節 普通財産
(処分等)

第二十条 普通財産は、第二十一條から第三十一條までの規定によりこれを貸し付け、交換し、賣り拂い、譲りし、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができない。

2 前項の規定に違反してなした行為は、これを懲戒とする。

(國有財產調整審議会)

第二十一条 普通財産は、法律で特別の定を定すことができる。

(貸付期間)

2 普通財産は、法律で特別の定をした場合に限り、これを出資的目的とすることができる。

3 各省各廳の長は、第一項の規定により、普通財産を無償で貸し付けた場合において、公共團體における當該財産の經營が當利を目的とし、又は利益をあげる場合には、これを行なうことができない。

2 前項の無償貸付は、公共團體に於ける當該財産の經營が當利を目的とし、又は利益をあげる場合には、これを行なうことができない。

(借用規定)

第二十二条 普通財産は、土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物に限り、國又は公共團體において公用、公用又は國の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、これをそれぞれ土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物と交換することができる。

2 前項の交換をする場合においては、その價額の四分の一をこえるときは、この限りでない。

(貸付契約の解除)

第二十三条 普通財産の貸付料は、毎年定期に、これを納付せねばならない。但し、數年分を前納せることを妨げない。

(貸付契約の解除)

第二十四条 普通財産を貸し付けた場合において、その貸付期間中に國又は公共團體において公用、公用又は國の企業若しくは公益事業の用に供するため必要があるときは、これをそれぞれ土地又は土地の定着物若しくは堅固な建物と交換することができる。

2 前項の交換をする場合においては、その價額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

業の用に供するため必要を生じたときは、當該財産を所管する各省各廳の長は、その契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除する場合には、借受人は、これに因つて生じた損失につき當該財産を所管する各省各廳の長に対し、その補償を求めることができる。

3 第二項の規定により堅固な建物を交換しようとするときは、各省各廳の長は、事前に、会計検査院に、これを通知しなければならない。

(譲與)

第二十八條 普通財産は、左に掲げる場合には、これを譲與することができる。

一 公共團體において維持及び保存の費用を負担した道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用に供していたもの、用途を廢止した場合において、当該用途の廢止に因つて生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該公共團體に譲與するとき。

二 公共團體又は私人において既存の道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用途に譲與するとき。

三 道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用に供していた寄附に係るもの、用途を廢止した場合において、当該用途の廢止に因つて生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において当該公共團體又は當該私人若しくはその相続人その他の包括承継者に譲與するとき。

三 道路、河川、水路、港湾、堤とう、みぞ又はため池の用に供していた寄附に係るもの、用途を廢止した場合において、当該用途の廢止に因つて生じた普通財産をその寄附者又はその相続人その他の包括承継者に譲與するとき。但し、寄附の際特約をした場合を除く外、寄附を受けた後二十年を経過したものについては、この限りでない。

(賣拂代金等の納付)

第三十一条 普通財産の賣拂代金又は交換差金は、当該財産の引渡前年にこれを納付せなければならぬ。但し、当該財産の譲渡を受けたものが公共團體又は教育若しくは社会事業を営む團體である場合において、各省各廳の長は、その代金又は差金を一時に支拂うこと困難であると認めるときは、確

四 公共團體において火葬場、墓地、じんあい焼却場として公共の用に供する普通財産を当該公共團體に譲與するとき。但し、當が營利を目的とし、又は利益をあげる場合においては、この限りでない。

(用途指定の賣拂)

第二十九條 一定の用途に供させる目的をもつて普通財産の賣拂をする場合は、当該財産を所管する各省各廳の長は、その買受人に對して用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定しなければならない。

第三十条 前條の規定によつて用途並びにその用途に供しなければならない期日及び期間を指定して普通財産の賣拂をした場合において、指定期日を経過してもなおこれをその用途に供せず、又はこれをその用途に供した後指定された期間内にその用途を廢止されたときは、当該財産を所管した各省各廳の長は、その契約を解除することができる。

二 各年における延納に係る代金又は差金の納付金額と利息との合計額が当該年の当該財産の見積貨貸料の額に満たないとき。

第四章 台帳、報告書及び計算書

(台帳)

第三十二条 各省各廳は、第三條の規定による國有財産の分類及び種類に従い、その台帳を備えなければならない。但し、部局等の長に一部を分掌するときは、その部局毎に、これを備え、各省各廳には、その總括総を備えるものとする。

[2] 各省各廳の長又は部局等の長は、その所管に屬し、又は所屬に属する國有財産につき、取得、所管、処分その他の理由に基く変動があつた場合においては、直ちにこれを台帳に記載しなければならない。

(賣拂代金等の納付)

第三十三条 普通財産の賣拂代金又は現金又は差金を一時に支拂うことを許す旨の特約をした場合において、各省各廳の長は、その特約を履行する。

実な担保を徵し、利息を附し、五年以内の延納の特約をすることができる。

2 前項但書の規定により延納の特約をしようとするときは、各省各廳の長は、延納期限、担保及び利率について、大藏大臣に協議しなければならない。

3 第一項但書の規定により延納の特約をした場合において、左の各号の一に該当する事由があるときは、各省各廳の長は、直ちにその特約を解除しなければならない。

一 当該財産の譲渡を受けたものに於ける管理が、適當でないと認めるととき。

二 大藏大臣は、前項の規定により送付を受けた國有財產増減及び現在額報告書に基き、國有財產増減及び現在額總計算書を調製しなければならない。

3 内閣は、前項の國有財產増減及び現在額總計算書を第一項の國有財產増減及び現在額報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

2 大藏大臣は、前項の國有財產無償貸付状況報告書と共に、國有財產無償貸付状況總計算書を調製しなければならない。

3 内閣は、前項の國有財產無償貸付状況總計算書を、第一項の各省各廳の國有財產無償貸付状況報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

2 大藏大臣は、前項の國有財產無償貸付状況總計算書を、翌年度開会の國会に報告することを常例とする。

3 内閣は、前項の國有財產無償貸付状況總計算書を、翌年度開会の國会に報告することを常例とする。

2 前項の國有財產増減及び現在額總計算書には、会計検査院の検査報告の外、各省各廳の國有財產増減及び現在額報告書を添付する。

第三十四条 内閣は、会計検査院の検査を終た國有財產増減及び現在額報告書を、翌年度開会の國会の常会に報告することを常例とする。

2 前項の國有財產増減及び現在額總計算書には、会計検査院の検査報告の外、各省各廳の國有財產無償貸付状況報告書とともに、翌年度十月三十一日までに、会計検査院に送付し、その検査を受けなければならない。

3 内閣は、前項の國有財產無償貸付状況總計算書を、翌年度開会の國会に報告することを常例とする。

2 各年における國有財產見込現在額告書を調製し、当該年度九月三十日までに、これを大藏大臣に送付しなければならない。

3 大藏大臣は、前項の規定により送付を受けた國有財產見込現在額告書に基き、当該年度末及び翌年度末における國有財產見込現在額總計算書を調製しなければならない。

2 大藏大臣は、前項の規定により三年七月一日から、これを施行する。但し、第三十三條第三十四條及び第三十六條から第三十八條までの規定は、昭和二十一年度分から適用する。

3 第十九條 この法律は、昭和二十一年度分から適用し、第十三條の規定は、第四十五條の規定による國会の議決のあつた日から、これを施行する。

2 第四十條 財産税法(昭和三十一年)の規定により堅固な建物を交換しようとするときは、各省各廳の長は、その代金又は差金を一時に支拂うことが困難であると認めるときは、確

第三十五条 各省各廳の長は、毎会計年度毎に当該年度末及び翌年度末における國有財產見込現在額告書を調製し、当該年度九月三十日までに、これを大藏大臣に送付しなければならない。

(無償貸付状況報告書、總計算書)

第三十六条 各省各廳の長は、毎会計年度末において第二十二條第一

第三十九條 本章の規定は、公共團體に適用しない。

2 第四十條 財産税法(昭和三十一年)の規定により堅固な建物を交換しようとするときは、各省各廳の長は、その所管に屬し、又は所屬に属する國有財産につき、取得、所管、処分その他の理由に基く変動があつた場合においては、直ちにこれを台帳に記載しなければならない。

3 第十九條 この法律は、昭和二十一年度分から適用し、第十三條の規定は、第四十五條の規定による國会の議決のあつた日から、これを施行する。

法律第五十二号)及び戦時補償特別措定法(昭和二十一年法律第三十八号)により物納された國有財産については第二十二条(第二十六條において準用する場合を含む。)又は第二十八条の規定による無償貸付又は譲與は、これをすることはできない。但し、法律の規定により、財産等收入金特別会計から他の会計の所屬となつたものについては、この限りでない。

第四十一条 第三十三條第一項、第三十五條第一項及び第三十六條第一項の規定により調製すべき報告書には、朝鮮、台灣、樺太、南洋、閏東州及び外國に係る分は、これを省略することができる。

第四十二条 この法律施行前にした國有財産の交換、賣拂、譲與及び出資並びに貸付、私權の設定その他使用又は収益をさせる行為は、この法律の規定によつてしたものとみなす。

2 前項に掲げる行為であつてこの法律の規定にてい触するものは、そのつい触する限りにおいて、この法律施行の日に、その効力を失う。

第四十三条 第二條第一項第四号又は同條第二項の規定に該当する場合の外、陸軍省、海軍省及び各省各廳の所管に属して機械及び重要な器具は、これを同條に規定する國有財産とする。但し、この法律施行前に物品として各省各廳の長(大蔵大臣を除く。)に所管する(旧國有財產法(大正十年法律第十四号)の規定による管理換を含む。)された後において同條第一項第四号又は同條第二項に該當

しないものについては、この限りでない。

第四十四条 各省各廳の長は、昭和二十三年九月三十日までに、その所管に属する國有財産を第三條の規定による分類及び種類に従い類別し、その類別表を作成し、それを國付しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定により送付を受けた類別表に基き、國有財産総類別表を作成し、それを國有財産調整審議会に諮問しなければならない。

2 第四十五条 内閣は、前條第二項の國有財産の総類別表を國会に提出し、その議決を経なければならぬ。

第四十六条 この法律施行の際現に存する法令の規定でこの法律の規定にてい触するものは、この法律施行の日から、その効力を失う。

第四十七条 國有財產法(大正十年法律第四十三号)は、これを廢止する。

第四十八条 國有林野法(明治三十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一條 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属して、普通財產は、國有財產法(昭和二十三年法律第一号)第二十二條第一項に規定する公共團體(以下公共團體といふ)において水道施設及び防波堤、岸壁等の臨港施設として公共又は公益の用に供するときは、これを当該公共團體に無償で貸し付けることができる。

2 前項の無償貸付は、公共團體における該施設の經營が營利目的とし、又は利益をあげる場合においては、これを行なうことができない。

3 第一項の規定によつて普通財產を譲渡した後において前項の規定に該当することとなつたときは、直ちにその割引額を追徴しなければならない。

第三條 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属して、普通財產を譲渡し又は販売法(昭和二十一年法律第五十二号)若しくは戰時補價特別措定法(昭和二十一年法律第三十八号)により物納された普通財產をその財産の譲渡時ににおける從前よりの使用者に譲渡した場合において、当該財産の譲渡を受けたものが、賣拂代金又は交換差金を一時に支拂うことが困難であると認められるときは、確実な担保を徵し、利息を附し、三年以内の延納の特約をすることができる。但し、現行の國有財產法につきましては、新憲法施行に伴いまして、先に所要の部分的改正が行われたのであります。が、全面的に改正を要することが

ば、「を「皇室用財産に關する事務は、「に改める。」

同條第二項中「皇室の用に供し、又は供するものと決定しようとするときは、」を「皇室の用に供し、ようとするときは、に改める。」

〔審査報告書は都合により第五十

八号の末尾に掲載〕

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

旧軍用財産の貸付及び譲渡の特例等に関する法律案

昭和二十三年六月十八日

参議院議長 松岡 駒吉

第一條 旧陸軍省、海軍省及び軍需省の所管に属して、普通財產は、國がその用に供せられた財產は、は、前項の規定による無償貸付に、これを準用する。 2 第一條第二項及び第三項の規定は、は、前項の規定による無償貸付に、これを準用する。 第五條 國の学校の用に供する目的をもつて、地方公共團體により無償で國の用に供せられた財產は、は、前項の規定による無償貸付に、これを準用する。 第六條 國有財產法第三十六條第一項の規定による國有財產無償貸付した地方公共團體を含む)に無償で返還しなければならない。

2 第一條第二項及び第三項の規定は、は、前項の規定による無償貸付に、これを準用する。 第五條 國の学校の用に供する目的をもつて、地方公共團體により無償で國の用に供せられた財產は、は、前項の規定による無償貸付に、これを準用する。 第六條 國有財產法第三十六條第一項の規定による國有財產無償貸付した地方公共團體を含む)に無償で返還しなければならない。

2 第二條 刪除

第三條 第二項を削る。

第四條 から第七條まで 刪除

第九條 刪除

第十條 删除

第十一條 删除

第十二條から第十四條まで 刪除

第十五條 删除

第十六條 删除

第二十四條及び第二十五條 刪除

第四十九條 皇室經濟法(昭和二十二年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「皇室の公用に供し、又は供するものと決定した國有財產(以下皇室用財產といふ。)は、これを國有財產法の公用財產とし、これに關する事務をいう。以下同じ。」は、第一項

第三條第二項に規定する各省各廳の長

○黒田英雄君 只今上程せられました 2 前項の無償貸付は、公共團體における該施設の經營が營利目的とし、又は利益をあげる場合においては、これを行なうことができない。

3 各省各廳の長(國有財產法第四條第二項に規定する各省各廳の長

この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

(黒田英雄君登壇、拍手)

○黒田英雄君 只今上程せられました 國有財產法案並びに旧軍用財產の貸付及び譲渡の特例等に関する法律案について御報告をいたします。

先づ國有財產法案についてであります。が、現行の國有財產法につきましては、新憲法施行に伴いまして、先に所要の部分的改正が行われたのであります。が、全面的に改正を要することが

〔審査報告書は部会により第五十
八号の末尾に掲載〕

地方自治法の一部を改正する法律

右の内閣提出案は本院においてこれを修正審議した。よつて國会法第八十三條により送付する。

昭和二十三年六月十九日

衆議院議長 松平恒雄

参議院議長 松岡 駒吉

(小字及び
〔表題院議長〕)

地方自治法の一部を改正する法律

地方自治法の一部を次のように改正する。

第二條第二項の次に次の二項を加える。

前項の事務を例示すると概ね

次の通りである。但し、法令に特

別の定があるときは、この限りで

ない。

一 地方公共の秩序を維持し、住民及び

前項の事務を除くこと。

二 公園、運動場、廣場、綠地、

道路、橋梁、河川、運河、溜池、

用排水路、堤防等を設置し若し

くは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。

三 上水道その他の給水事業、下水道事業、電気事業、ガス事業、その他の運輸事業その他企業を經營すること。

四 ドック、防波堤、波止場、倉庫、上屋その他の海上又は陸上輸送に必要な營造物を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。

五 学校、研究所、試験場、図書

館、美術館、物品陳列所、公会堂、劇場、音楽室その他の教育文化、勸業に関する營造物を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。

六 病院、隔離病院、療養所、消

毒所、産院、住宅、宿泊所、食

堂、浴場、共同便所、質屋、授

産場、託児所、養老院、燕養院、少年教説施設、留置場、屠場、じんかい処理場、汚物処理場、火葬場、墓地その他の保健衛生、社会福祉等に関する營造物を設置し若しくは管理し、又はこれらを使用する権利を規制すること。

七 清掃、消毒、美化、騒音防

止、風俗又は清潔を汚す行為の

制限その他の保健衛生、風俗の

じゅん化に関する事項を處理す

ること。

八 防犯、防災、罹災者の救援等

を行うこと。

九 未成年者、貧困者、病人、老

衰者、寡婦、不具者、浮浪者、精神異常者、めいてい者等を救助し若しくは保護し、又は看護すること。

十 森林、牧野、土地、市場、漁場、共同作業場の經營その他公

共の福祉を増進するために適當と認められる収益事業を行うこと。

十一 治山治水事業、農地開発事

業、耕地整理事業、都市計画事業、不良地

区改良事業その他の土地改良事

業を施行すること。

十二 発明改良又は特產物等の保

護獎勵その他産業の振興に関する事務を行うこと。

十三 史跡、名勝その他の記念物

を保護し、又は管理すること。

十四 普通地方公共團體の事務の処理に必要な調査を行い、統計を作成すること。

十五 住民、滞在者その他必要と認める者に関する戸籍、身分証明及び登録等に関する事務を行うこと。

十六 計量器及び各種生産物、家畜等の検査を行うこと。

十七 法律の定めるところにより、建築物の構造、設備、敷地及び周辺度、空地地区、住居、商業、工業その他住民の業態に基く地城等に関し制限を設けること。

十八 法律の定めるところにより、地方公共の目的のために動産及び不動産を使用又は收用すること。

十九 当該普通地方公共團體の区域内の公共的團體等の活動の総合調整すること。

二十 法律の定めるところにより、地方税、使用料、手数料、分担金、加入金又は夫役現品を賦課徵收すること。

二十一 基本財産又は減價基金その他の積立金穀等を設置し、又は管理すること。

二十二 普通地方公共團體の区域内の公共的團體等の活動の綜合調整すること。

二十三 その他の法律又は政令により審賠額の額を定めること。

二十四 普通地方公共團體の議會の権限に属する事項

二十五 その他の義務に属する損

害賠償の額を定めること。

二十六 試験、和解、斡旋、調停及び仲裁に關すること。

二十七 普通地方公共團體がその当事者である異議の申立、調停、訴訟に關すること。

二十八 法律の定めるところにより、地方税、使用料、手数料、分担金、加入金又は夫役現品を賦課徵收すること。

二十九 第九十六條第一項を次のよう

めに改める。

普通地方公共團體の議會は、左

に掲げる事項を議決しなければならない。

一 條例を設け又は改廃すること。

二 歳入歳出予算を定めること。

三 決算報告を認定すること。

四 刑罰及び國の懲戒に關する事務

五 國立の教育及び研究施設に關する事務

六 國立の病院及び療養施設に關する事務

を除く外、違法に賦課又は徴收

された地方税、使用料、手数料、分担金、加入金又は夫役現品の拂戻に關すること。

六 基本財産又は減價基金その他の積立金穀等の設置、管理及び処分に關すること。

七 國の航行、氣象及び水路施設に關する事務

八 國立の博物館及び圖書館に關する事務

同條第三項の次に次の二項を加える。

九 地方公共團體は、法令に違反してその事務を處理してはならない。なお、市町村及び特別区は、当該都道府縣の條例に違反してその事務を處理してはならない。

十 住民、滞在者その他必要と認めると認める者に関する戸籍、身分証明及び登録等の検査を行うこと。

十一 同條第三項の次に次の二項を加える。

十二 第九十六條第一項中「運送権を有する者」を「運送権を有する者」と改める。

第百一十九條第二項中「運送権を有する者」を「運送権を有する者」と改める。

第百二十條第一項中「運送権を有する者」を「運送権を有する者」と改める。

第百二十一條第一項中「運送権を有する者」を「運送権を有する者」と改める。

第百二十二條第一項中「運送権を有する者」を「運送権を有する者」と改める。

第百二十三條第一項中「運送権を有する者」を「運送権を有する者」と改める。

第百二十四條第一項中「運送権を有する者」を「運送権を有する者」と改める。

第百二十五條第一項中「運送権を有する者」を「運送権を有する者」と改める。

第百二十六條第一項乃至第三項として次の三項を加える。

普通地方公共團體の議會における

ころにより、市町村の選舉管理委員会に対し、変更に係る区域の住民で選舉人名簿に登載されている者の総数の三分の一以上の者の連署を以て、その代表者から、これを請求しなければならない。

前項の請求があつたときは、選舉管理委員会は、請求を受理した日から三十日以内に、当該区域が從前属していた市町村の選舉人の投票に付さなければならない。

第二項の規定による区域が現に存する他の市町村に属してい場合においては、前項の投票に付する事務は、同項の規定にかわらず、その市町村の選舉管理委員会がこれを管理する。この場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第三項の投票において有効投票の過半数の同意があつたときは、委員会の報告に基き、都道府県知事は、当該都道府県の議会の議決を経て市町村の廢止分合又は境界変更を定め、内閣総理大臣に届け出なければならない。

前項の場合において第一項の市町村の区域の変更に伴い処分した財産があるときは、現に存する市町村は、これが現に存する限りにおいて、議会の議決を経てその変更に係る区域が從前属していた市町村に返還しなければならない。

前項の財産处分に不服がある市町村は、裁判所に出訴することができる。

第五項の規定による届出を受審したときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示しなければならない。

前項の規定による投票に付する事務は、同項の規定にかわらず、その市町村の選舉管理委員会がこれを管理する。この場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

第二項の規定による区域が現に存する他の市町村に属してい場合においては、前項の投票に付する事務は、同項の規定に基づく条例により施行されるたびに、夫々改正後の同條の規定による手続を経て必要となる事務を得なければ、この法律施行の日から十年を超過したときは、将来に向つてその効力を失う。

第四條 憲法の一部を次のように改正する

第五條 第十四條中第二十四条第一項、第三項乃至第五項」を「第二十四条第一項、第三項乃至第五項」を「二十四條第一項、但書中「第二十四

第六條 この法律の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

〔吉川末次郎君登壇、拍手〕

○吉川末次郎君 只今議題となりまし

た地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、治安及び地方制度委員会の審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

この法律の施行に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

思表示行為を隠すことは、明かに独裁政治、官僚政治への道筋であり、大衆の意図に対する権力的圧迫であります。従つてこの第十一條第一項及び第七十四條第一項中の改正は、憲法第九十八條によつて当然無効であること、ここに宣告するものであります。

この改正條項は本年一月から実施されたものであります。一般人は未だその意義さえ十分には知られていないので、殆んどこれを活用していないのであります。従つてこの條項を改正しなければならないという事実と資料は何もないであります。只今の朝委員長報告の中にもこの問題に対し詳細に触れなかつた理由は、そういう事実と資料がないことを雄弁に物語つておるのであります。(拍手)全くの朝令暮改であります。第九十二議会における各派共同提案が愚弄されたものと言わざるを得ないであります。

性うにこの改正の意図は、不當なる地方税、分担金、使用料及び手数料の賦課徴収に対して、地方公共團体の住民の直接請求権を剥奪して、地方財政の破綻を大衆負担によつておわんとする惡意ある反民主的な譲りに外ならぬものであります。これによつて地方税その他の一方的賦課徴収が可能となり、悪質な地方税が地方公共團体住民の上に押しつけられることになつて、地方住民の生活は破綻させられ、かくしては経済再建の道は閉ざされるのであります。勤労大衆が擧げて大衆課税に反対し、鐵道運賃(煙草税)に反対しておるときに、この人民の声に耳を塞いで來たし、現に寒さいでおる国会議員の大多数がいることは、この輿論が殆んど國会において代表されていなことを意味しております。この大衆課税に対する勤労人民の反対の叫びは、國会の入口で塞がれております。

が、かくのごとき矛盾をなくするためにも、むしろ現行地方自治法中の條例の制定又は改廃請求権制度のときを國会に對しても認めることがこの際最も必要であるのに、この地方公共團体住民の権利を剝奪することは、地

方財源として不當課税等を、試験徵收を得る道を切り開く以外の何ものでもないであります。人民主権護護の立場から断じて許すことのできない改悪であります。

以上の理由から本改正案中第十二條第一項及び第十七條第一項中の改正條項は削除し、従つてこの削除に伴う附則第四條の農業法の一部改正は、委員解職の準用規定等を削除せんとするものでありますから、この四條を削除し、附則第五條中この法律の施行については、必要な事項は政令でこれを定めるとあるのを、政令を法律と改めることを主張するものであります。

以上の修正意見を主張する我が党は本改正案に反対するものであります。第九十二議会の各派共同提案を壓縮しないためにも、憲法第九十八條によつて当然無効であるべき改正條項である点より、憲法保護の立場から我が党の意見に賛同せられ、本改正案を否決せます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 討論の通告者は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。これより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。「數が足りません」と呼ぶ者あり。本案に賛成の諸君の起立を請います。

(起立者多数)

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 諸君の賛成により本案は可決せられました。

農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、日程第十九、農業共済再保険審査会と改め、農業者以下製糸業者等といふは、政令の定めるところにより、農業共済組合の組合員の支拂うべき蚕桑共済に係る共済掛金の一部を負担しなければならない。

第一項の負担金は、國稅徵收法の例によつて、これを徵收することができる。

主務大臣は、製糸業者等から、第一項の負担金に關し必要な報告を徴することができる。

政府は、生糸又は普通蚕種の販賣價格の統制額を定める場合に、第一項の負担金を、製糸業者等からその生産に係る生糸又は普通蚕種を譲り受ける者が負担するよう、その統制額を定めなければならぬ。

前條の規定は、第一項の負担金にこれを適用する。

第一百四十五條第一項第一号中、「灾害」の下に「雪害」を加え、同條同項第二号中又はひよう害」を「ひよ害、雪害その他氣象上の原因(地震及び噴火を含む)による灾害」に改める。

第一百四十一條、第一百四十四條及び第一百四十五條中「農林保險審査会」を「農業共済再保険審査会」に改める。

第一百三條の二 製糸業法による製糸業者及び蚕糸業法による蚕種製造業者以下製糸業者等といふは、政令の定めるところにより、農業共済組合の組合員の支拂うべき蚕桑共済に係る共済掛金の一部を負担しなければならない。

第一項の負担金を、國稅徵收法の例によつて、これを徵收することができる。

主務大臣は、製糸業者等から、第一項の負担金に關し必要な報告を徴することができる。

政府は、生糸又は普通蚕種の販賣價格の統制額を定める場合に、第一項の負担金を、製糸業者等からその生産に係る生糸又は普通蚕種を譲り受ける者が負担するよう、その統制額を定めなければならぬ。

前條の規定は、第一項の負担金にこれを適用する。

第一百四十五條第一項第一号中、「灾害」の下に「雪害」を加え、同條同項第二号中又はひよう害」を「ひよ害、雪害その他氣象上の原因(地震及び噴火を含む)による灾害」に改める。

第一百四十一條、第一百四十四條及び第一百四十五條中「農林保險審査会」を「農業共済再保険審査会」に改める。

第一百四十一條、第一百四十四條及び第一百四十五條中「農林保險審査会」を「農業共済再保険審査会」に改める。

第一の規定は、公布の日から、これを施行する。但し、第十三條の二の規定は、昭和二十三年の蚕糸業法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のよう改める。

2 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を

第一、委員会の決定の理由
本法案は、(一)蚕糸共済について、共済掛金の一部を蚕糸業者等に負担せしめ、更に右負担額を生じて、蚕糸業者負担とする方針により、蚕糸業者負担とすること、(二)共済故を拡大し蚕作作物桑葉について雪害を顯示すると共に、氣象上の一切の原因による事故を改正する。

第二、要領書
昭和二十三年六月十九日
家業院議長 松岡 駒吉
農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)、日程第十九、農業共済再保険審査会と改め、農業者以下製糸業者等といふは、政令の定めるところにより、農業共済組合の組合員の支拂うべき蚕桑共済に係る共済掛金の一部を負担しなければならない。

第一項の負担金は、國稅徵收法の例によつて、これを徵收することができる。

主務大臣は、製糸業者等から、第一項の負担金に關し必要な報告を徴することができる。

政府は、生糸又は普通蚕種の販賣價格の統制額を定める場合に、第一項の負担金を、製糸業者等からその生産に係る生糸又は普通蚕種を譲り受ける者が負担するよう、その統制額を定めなければならぬ。

前條の規定は、第一項の負担金にこれを適用する。

第一百四十五條第一項第一号中、「灾害」の下に「雪害」を加え、同條同項第二号中又はひよう害」を「ひよ害、雪害その他氣象上の原因(地震及び噴火を含む)による灾害」に改める。

第一百四十一條、第一百四十四條及び第一百四十五條中「農林保險審査会」を「農業共済再保険審査会」に改める。

第一の規定は、公布の日から、これを施行する。但し、第十三條の二の規定は、昭和二十三年の蚕糸業法(昭和二十二年法律第百八十五号)の一部を次のよう改める。

2 農業共済再保険特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を

次のように改正する。

第三條中「食糧管理特別会計ヨリノ受入金」の下に「農業災害補償法第十三條の二第一項ノ規定ニ依ル負担金」を、「農業災害補償法第十三條ノ規定ニ依ル交付金」の下に「同法第十三條の二第六項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム」を加える。

〔審査報告書は都合により第五十八号の末尾に掲載〕

肥料配給公團令の一部を改正する法律案

右
國会に提出する。

昭和二十三年六月二十一日

内閣総理大臣 菅田 均

肥料配給公團令の一部を改正する法律案

肥料配給公團令（昭和二十二年勅令第七百七十一号）の一部を次のよう

に改正する。

第一條第一項中「命令で定める肥料」を「命令で定める肥料及び緊急用農薬」に改める。

第十三條中「肥料の生産」を「肥料若しくは農薬の生産」に改める。

第十五條第一項第五号の次に左の一號を加え、同項第六号を第七号とする。

六 緊急用農薬の買取、保管及び賣渡

第二十條第二項及び第三項中「肥料の適正な配給を肥料又は緊急用農薬の適正な配給」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から、これを施行する。

〔補見義勇君答弁、拍手〕

二つの法律案につきまして、農林委員会における審議の状況を御報告申上げます。先ず最初に、農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして御報告申上げます。本法律案の内容の主なるものは、先ず第一に蚕糸の保險、即ち蚕糸共済について蚕糸者の支拂うべき共済掛金の一部を製糸業者及び蚕種製造業者に負担せしめ、その負担額を生糸一部を消費者に負担させることでござります。政府提出の資料によりますと、本年度における総共済掛金予想額約一億三千五百万円の中、蚕糸業者負担は約七千万円、製糸業者等の負担は約六千五百万円でございます。次に第一の点は、農業保險における保険事故、即ち共済事故を拡大いたしまして、食糧農業者につきましては害虫を明示し、又桑葉について新たに地震及び噴火を含む一切の気象上の原因による事故を加えんとするところでございます。御承知のように農業災害補償法は第一回國会におきまして制定せられたものでございまして、この法律は從來の農業保險法及び家畜保險法を統合し、且つその規模を西暦的に拡充強化いたしましたて、農業災害に対処して、眞に農家經營の維持安定、農業再生産の確保を期し、以て農業の増産に資せんとしたものでございまして、昨年の関東、東北等の大水害にも遅及して適用いたしました結果、國庫自体は相当の負担を生じましたが、農家に取りましては大きな助けとなつたことは、すでに御承知の通りであります。而もその実施の万全を期する上において、更に改善に改善を加えて参りますことは誠に歓迎すべきことでございまして、この意味において本改正法律案を検討いたし

まするに、第一の共済掛金の一部消費者負担制度は、現行法においてすでに主要食糧農作物について実施されております。先ず最初に、農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして御報告申上げます。本法律案の内容の主なるものは、先ず第一に蚕糸の保險、即ち蚕糸共済について蚕糸者の支拂うべき共済掛金の一部を製糸業者及び蚕種製造業者に負担せしめ、その負担額を生糸一部を消費者に負担させることでござります。政府提出の資料によりますと、本年度における総共済掛金予想額約一億三千五百万円の中、蚕糸業者負担は約七千万円、製糸業者等の負担は約六千五百万円でございます。次に第一の点は、農業保險における保険事故、即ち共済事故を拡大いたしまして、食糧農業者につきましては害虫を明示し、又桑葉について新たに地震及び噴火を含む一切の気象上の原因による事故を加えんとするところでございます。御承知のように農業災害補償法は第一回國会におきまして制定せられたものでございまして、この法律は從來の農業保險法及び家畜保險法を統合し、且つその規模を西暦的に拡充強化いたしましたて、農業災害に対処して、眞に農家經營の維持安定、農業再生産の確保を期し、以て農業の増産に資せんとしたものでございまして、昨年の関東、東北等の大水害にも遅及して適用いたしました結果、國庫自体は相当の負担を生じましたが、農家に取りましては大きな助けとなつたことは、すでに御承知の通りであります。而もその実施の万全を期する上において、更に改善に改善を加えて参りますことは誠に歓迎すべきことでございまして、この意味において本改正法律案を検討いたし

まするに、第一の共済掛金の一部消費者負担制度は、現行法においてすでに主要食糧農作物について実施されております。先ず最初に、農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして御報告申上げます。本法律案の内容の主なるものは、先ず第一に蚕糸の保險、即ち蚕糸共済について蚕糸者の支拂うべき共済掛金の一部を製糸業者及び蚕種製造業者に負担せしめ、その負担額を生糸一部を消費者に負担させることでござります。政府提出の資料によりますと、本年度における総共済掛金予想額約一億三千五百万円の中、蚕糸業者負担は約七千万円、製糸業者等の負担は約六千五百万円でございます。次に第一の点は、農業保險における保険事故、即ち共済事故を拡大いたしまして、食糧農業者につきましては害虫を明示し、又桑葉について新たに地震及び噴火を含む一切の気象上の原因による事故を加えんとするところでございます。御承知のように農業災害補償法は第一回國会におきまして制定せられたものでございまして、この法律は從來の農業保險法及び家畜保險法を統合し、且つその規模を西暦的に拡充強化いたしましたて、農業災害に対処して、眞に農家經營の維持安定、農業再生産の確保を期し、以て農業の増産に資せんとしたものでございまして、昨年の関東、東北等の大水害にも遅及して適用いたしました結果、國庫自体は相当の負担を生じましたが、農家に取りましては大きな助けとなつたことは、すでに御承知の通りであります。而もその実施の万全を期する上において、更に改善に改善を加えて参りますことは誠に歓迎すべきことでございまして、この意味において本改正法律案を検討いたし

まするに、第一の共済掛金の一部消費者負担制度は、現行法においてすでに主要食糧農作物について実施されております。先ず最初に、農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして御報告申上げます。本法律案の内容の主なるものは、先ず第一に蚕糸の保險、即ち蚕糸共済について蚕糸者の支拂うべき共済掛金の一部を製糸業者及び蚕種製造業者に負担せしめ、その負担額を生糸一部を消費者に負担させることでござります。政府提出の資料によりますと、本年度における総共済掛金予想額約一億三千五百万円の中、蚕糸業者負担は約七千万円、製糸業者等の負担は約六千五百万円でございます。次に第一の点は、農業保險における保険事故、即ち共済事故を拡大いたしまして、食糧農業者につきましては害虫を明示し、又桑葉について新たに地震及び噴火を含む一切の気象上の原因による事故を加えんとするところでございます。御承知のように農業災害補償法は第一回國会におきまして制定せられたものでございまして、この法律は從來の農業保險法及び家畜保險法を統合し、且つその規模を西暦的に拡充強化いたしましたて、農業災害に対処して、眞に農家經營の維持安定、農業再生産の確保を期し、以て農業の増産に資せんとしたものでございまして、昨年の関東、東北等の大水害にも遅及して適用いたしました結果、國庫自体は相当の負担を生じましたが、農家に取りましては大きな助けとなつたことは、すでに御承知の通りであります。而もその実施の万全を期する上において、更に改善に改善を加えて参りますことは誠に歓迎すべきことでございまして、この意味において本改正法律案を検討いたし

まするに、第一の共済掛金の一部消費者負担制度は、現行法においてすでに主要食糧農作物について実施されております。先ず最初に、農業災害補償法の一部を改正する法律案につきまして御報告申上げます。本法律案の内容の主なるものは、先ず第一に蚕糸の保險、即ち蚕糸共済について蚕糸者の支拂うべき共済掛金の一部を製糸業者及び蚕種製造業者に負担せしめ、その負担額を生糸一部を消費者に負担させることでござります。政府提出の資料によりますと、本年度における総共済掛金予想額約一億三千五百万円の中、蚕糸業者負担は約七千万円、製糸業者等の負担は約六千五百万円でございます。次に第一の点は、農業保險における保険事故、即ち共済事故を拡大いたしまして、食糧農業者につきましては害虫を明示し、又桑葉について新たに地震及び噴火を含む一切の気象上の原因による事故を加えんとするところでございます。御承知のように農業災害補償法は第一回國会におきまして制定せられたものでございまして、この法律は從來の農業保險法及び家畜保險法を統合し、且つその規模を西暦的に拡充強化いたしましたて、農業災害に対処して、眞に農家經營の維持安定、農業再生産の確保を期し、以て農業の増産に資せんとしたものでございまして、昨年の関東、東北等の大水害にも遅及して適用いたしました結果、國庫自体は相当の負担を生じましたが、農家に取りましては大きな助けとなつたことは、すでに御承知の通りであります。而もその実施の万全を期する上において、更に改善に改善を加えて参りますことは誠に歓迎すべきことでございまして、この意味において本改正法律案を検討いたし

第三條第三項中「官公署を「労働基準法第八條第一号乃至第十五号及び第十七号に該當しない官公署」に第六條から第八條までの規定並に第十一條及び第十七條中「使用者」を事業主に改める。

第十二條第一項第一号及び第二号を次のように改める。

「第六條から第八條までの規定並に第十一條及び第十七條中「使用者」を事業主に改める。

第三十九條第二項本文を次のように改める。
「第三十九條第一項(附則)
第三十九條第二項本文を次のように改める。

附則
この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

一、休業補償費（休業七日以内で負傷又は疾患の治つた場合を除くものとし、休業一日につき平均賃金の百分の六十）

第十條削除

第十五條中「第十二條第一項」を「第十二條第一項第一号乃至第四号及び第六号」に改め、同條に次の二項を加える。

第十二條第一項第五号の規定によると葬祭料は、葬祭を行う者に、これを支給する。

第十八條保険加入者が、故意又は重大な過失によつて、第二十八條第一項又は第二十九條の規定による保険料の納付を怠つたときは、政府は、その納付を怠つた事業について、その納付を怠つた期間中前項の場合において、補償を受けるべき者が、当該第三者より同一の事由につき損害賠償を受けた

ときには、「政府は、その賃額の限度で災害補償の義務を免れる。第二十一條に第一項として次の二項を加える。

「第三十九條第二項本文を次のように改める。

附則
この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

この法律施行前に発生した事故に対する災害補償に関しては、なお従前の例による。

○原虎一君登壇、拍手
この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

この法律施行前に発生した事故に対する災害補償に関しては、なお従前の例による。

○原虎一君登壇、拍手
この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

この法律施行前に発生した事故に対する災害補償に関しては、なお従前の例による。

この法律施行前に発生した事故に対する災害補償に関しては、なお従前の例による。

この法律施行前に発生した事故に対する災害補償に関しては、なお従前の例による。

○原虎一君登壇、拍手
この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

この法律施行前に発生した事故に対する災害補償に関しては、なお従前の例による。

○原虎一君登壇、拍手
この法律は、昭和二十三年七月一日から、これを施行する。

この法律施行前に発生した事故に対する災害補償に関しては、なお従前の例による。

この法律施行前に発生した事故に対する災害補償に関しては、なお従前の例による。

この法律施行前に発生した事故に対する災害補償に関しては、なお従前の例による。

輸入の場合と同様今後新たに検疫を実施すること、第三に、最近の実情に基く必要性からいたしまして、家畜の國內移動については、その縣外移動はこれまでの弊害を除いて、都道府縣知事又はその指定する獸医師の発行する健

康證明書を必要とすること、第四に、

畜牛結核予防法及び馬の傳染性貧血に罹りたる馬の殺処分に関する現行法律、この二つの法律を家畜傳染病予防法に吸收いたしまして、総合的な防疫を図ること等でござります。

委員会におきましては我が國農業經營の観点から、或いは又将来における食生活改善の見地からいたしまして、主として畜産振興に関する質疑を重ね、政府當局からもいわゆる畜産振興五ヶ年計画の説明を聽取いたしますと共に、家畜防疫やせ穀とした畜産振興に関する畜産行政機構の充実、特に技術的機能の充実について必要な助言と推進が行われたのであります。これらは会議録によつて詳細御承知願いたいと存じます。

かくて本法案は討論を省略し、採決に付しましたところ、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上御報告を終ります。(拍手)

○副議長(松本治一郎君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を請います。

〔経費起立〕

○副議長(松本治一郎君) 総員起立と認めます。よつて全会一致を以て両案は可決せられました。

○副議長(松本治一郎君) この際日程に追加して、人身保護法案、(伊藤修君発議) を審議とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(松本治一郎君) 御異議ない

と認めます。先ず委員長の報告を求めます。司法委員長伊藤修君。

〔審査報告書は都合により第五十
八号の末尾に掲載〕

人身保護法案

右成規により発議する。

昭和二十三年二月十日

第二條 発議者 伊藤 修

第一條 人身保護法

法律上正当な手続によらな

いで、身体の自由を拘束されいる者は、この法律の定めるところにより、その救済を請求することができます。

何人も被拘束者のために、前項の請求をすることができる。

第二條 前條の請求は、弁護士を代理人として、これをしなければならない。但し、特別の事情がある場合には、請求者がみずからする

ことを妨げない。

第三條 第一條の請求は、書面又は口頭をもつて、被拘束者その他関係者の所在地を管轄する高等裁判所若しくは地方裁判所に、これを

することができる。

第四條 請求書には、請求の趣旨及びその理由殊に知れている被拘束者並びに拘束の場所を開示し、且つ

必要な疏明資料を提起することを要する。

第五條 裁判所は、請求がその要件又は必要な疏明を欠いているときは、決定をもつてこれを却下する

ことができる。

第六條 第一條の請求を受けた裁判所は、申立て因り又は職權をもつて、適当と認める他の管轄裁判所

に、事件を移送することができ

る。ある旨及び遅延一日について、五百円以下の過料に処することがある旨を附記する。

命令書の送達と審問期日との間には、三日の期間をおかなければならぬ。但し、特別の事情があるときは、これを短縮又は伸長することができる。

第七條 前條の命令は、拘束に関する令狀を発した裁判所及び檢察官に、これを通告することを要す

る。

前項の裁判所の代表者及び檢察官は、審問期日に立会うことができる。

第八條 裁判所は、必要があると認めるとときは、第十四条の判決をする前に、決定をもつて、仮りに、被拘束者を拘束から免れしめために、何時でも呼出しに応じて出頭することを條件として、弁護士の保証の下に、又は保証金を立てさせ若しくは立てさせないで、一時釈放その他適当な処分をすることができる。

第九條 準備調査の結果、請求の理由のないことが明白なときは、裁判所は審問手続を解すに、決定をもつて請求を棄却する。

前條の処分をしたときは、裁判所は前項の場合に、被拘束者を出頭せしめて拘束者に引渡す。

第十條 前條の場合を除く外、裁判所は一定の日時及び場所を指定し、審問のために請求又はその代理人、被拘束者及び拘束者を召喚する。

被拘束者に対する場合は、被拘束者の對しては、被拘束者を前項指定の日時、場所に出席させることを命ずると共に、前項の審問期日までに拘束の日時、場所及びその事由について、答弁書を提出することを命ずる。

第十一條 裁判所は審問の結果、請求を理由なしとするときは、判決をもつてこれを棄却し、被拘束者を拘束者に引渡す。

請求を理由なしとするときは、判決をもつて被拘束者を直ちに釈放する。

第十二條 裁判所は、拘束者が第十二条第二項の命令に服さないときは、これを拘引し又は命令に服す

るまで拘留すること並びに遅延一日について、五百円以下の罰金を科する。

第十三條 審問期日においては、請求の趣旨、その理由及び拘束者の弁護士の中から、これを選任せねばならない。

第十四條 裁判所は審問の結果、請求を理由なしとするときは、判決をもつてこれを棄却し、被拘束者を拘束者に引渡す。

第十五條 裁判所は、拘束者が第十二条第二項の命令に服さないときは、これを拘引し又は命令に服す

るまで拘留すること並びに遅延一日について、五百円以下の罰金を科する。

第十六條 被拘束者から弁護人を依頼する旨の申出があつたときは、

拘束者は遷滞なくその旨を、被拘束者の指定する弁護士に通知しなければならない。

被拘束者が弁護人を指定しないか、又は指定した弁護士に事故があるときは、前項の通知は、被拘束者の所在地の弁護士会にこれをする。

前項の命令書には、命令の後三十日を経過した日から、これを施行する。

〔伊藤修君登壇、拍手〕

○伊藤修君 只今議題となりましたところの人身保護法案につきまして、委員会の審議の経過並びに結果について御報告申上げます。

御承知の通り新憲法におきましては、基本的人権につきましてこれを尊重し、保護することは皆様の御承知の通りであります。殊に第十一條、第十二條、第十三條、第三十三條、第三十四條と、かくのごとく数個の明文を置きました。人身の自由、身体の自由といふことにつきまして、非常に重要な規定を明らかにしているのであります。新憲法がかくのごとく身体の自由につきまして、基本的人権の中でも、取分けこの点を重要視していることは、この憲法が如何にこの点に対しまして強く主張し、強くこれを國民を要請しているかということを明らかにしていると言わなければならんと思います。かような新憲法下におきまして、これらの身体の自由に関するとどろの附屬法規として、未だ我が國にこれが公布されておらない状態である。少くとも憲法の重要なところの附屬法規として、政府は遅くこれが提案をしておらず、第一國会以来今日に至るまで、未だこの挙に出でられなかつたことを遺憾とする者であります。我々は立法機関といたしまして、かような憲法が、第一國会以来今日に至るまで、未だこの挙に出でられなかつたことを遺憾とする者であります。我々は立法機関といたしまして、かような憲法が特に数ヶ條の規定を置いて重要なものとして掲げてあるこの附屬法規を、國民の名において國会みずから提案することが、誠に私はこの法案自体の性質から申しましてもふさわしいと考えた次第であります。思つて明治憲法におきましても、御承知の通り人の身体、名譽、自由はす

べて法律の規定によらなければこれを侵害する事がないという明文が置かれでおつたのであります。これを裏付けるところの法律はなかつたのであります。故に行政執行法であるとか、あるいは治安維持法であるとか、警察犯處罰令であるとか乃至はその他の行政法規によりまして、幾多の人權蹂躪といふものが継返されておつたことは皆様よく十分御了解のことと存する次第であります。これは當時におきまして折角憲法に明文を置きましたが、これを裏付けるところの法規がなかつたためにかよった結果を招來したのであります。又現在の新憲法におきましても、やはりそれと同様に折角憲法の條文の上におきまして、数ヶ條の身体の自由に関する明文を置いてあると雖も、これを裏付けるところの法規は未だ存在しない。故に若し現に我々が自由を束縛され、自由を奪われた場合におきまして、これを救済する方法といふことを尋ねると、これらを補償法、又は逮捕監禁に対するところの刑事訴追、民法七百十條によるところの損害賠償、この四つの方法よりなります。併しながらこれらの法規は、いずれも事後ににおけるところの本人の自由拘束によるところの精神的満足、物質的救済、かような点にあります。故に憲法がかくのごとく國民の自由を保障する以上は、我々が現に奪われているところの自由を直ちにそれを救済する、こういふ法律を必要とすることは、憲法第三十四條の後段に、正当なる理由なくして我々は拘束されない、而して何人もその拘束を受ける場合はさような行動に出られない場合が多いのであります。例えば監獄部屋に打ち込まれ、或いは人身賣買によつて海外に送られ、乃至は娼婦といたしましてその自由を奪われる、若しくは政党の争いにおいてその主宰者が拘束を受けるとかいふように、いろいろの場合におきましては、弁護人の立

の理由を明示されなくてはならんといふ権利があるということを明らかにしているのです。かような趣旨から申しますと、我々はこの憲法の趣旨に副うところの、即ち裏付けをするところの、即ち裏付けをするところの附屬法規を必要とするゆえんのことです。かような趣旨からいたしましては、十分認識しなくてはならんと思うのです。かような趣旨からいたしまして本法案を提案いたした次第であります。

本法案の立法の体制は、即ち只今申し上げましたところの憲法第三十四條後段の、法律上正當の理由なくしてと、こういうことを基本にいたしまして、ただこの表現が今日の法律解釈の上にあります。又現在の新憲法におきましては、理由ということが恰かも有罪無罪を争うといふに誤解を生ずる虞れがある。これは將來の運用も、これを裏付けるところの法規は未だ存在しない。故に若し現に我々が自由を束縛され、自由を奪われた場合におきまして、これを救済する方法といふことを尋ねると、これらを補償法、又は逮捕監禁に対するところの刑事訴追、民法七百十條によるところの損害賠償、この四つの方法よりなります。併しながらこれらの法規は、いずれも事後ににおけるところの本人の自由拘束によるところの精神的満足、物質的救済、かような点にあります。故に憲法がかくのごとく國民の自由を保障する以上は、我々が現に奪われているところの自由を直ちにそれを救済する、こういふ法律を必要とすることは、憲法第三十四條の後段に、正当なる理由なくして我々は拘束されない、而して何人もその拘束を受ける場合はさような行動に出られない場合が多いのであります。例えば監獄部屋に打ち込まれ、或いは人身賣買によつて海外に送られ、乃至は娼婦といたしましてその自由を奪われる、若しくは政党の争いにおいてその主宰者が拘束を受けるとかいふように、いろいろの場合におきましては、弁護人の立

の理由を明示されなくてはならんといふ権利があるということを明らかにしているのです。かような趣旨から申しますと、我々はこの憲法の趣旨に副うところの、即ち裏付けをするところの附屬法規を必要とするゆえんのことです。かような趣旨からいたしましては、十分認識しなくてはならんと思うのです。かような趣旨からいたしまして本法案を提案いたした次第であります。

本法案の立法の体制は、即ち只今申し上げましたところの憲法第三十四條後段の、法律上正當の理由なくしてと、こういうことを基本にいたしまして、ただこの表現が今日の法律解釈の上にあります。又現在の新憲法におきましては、理由ということが恰かも有罪無罪を争うといふに誤解を生ずる虞れがある。これは將來の運用も、これを裏付けるところの法規は未だ存在しない。故に若し現に我々が自由を束縛され、自由を奪われた場合におきまして、これを救済する方法といふことを尋ねると、これらを補償法、又は逮捕監禁に対するところの刑事訴追、民法七百十條によるところの損害賠償、この四つの方法よりなります。併しながらこれらの法規は、いずれも事後ににおけるところの本人の自由拘束によるところの精神的満足、物質的救済、かような点にあります。故に憲法がかくのごとく國民の自由を保障する以上は、我々が現に奪われているところの自由を直ちにそれを救済する、こういふ法律を必要とすることは、憲法第三十四條の後段に、正当なる理由なくして我々は拘束されない、而して何人もその拘束を受ける場合はさのような行動に出られない場合が多いのであります。例えば監獄部屋に打ち込まれ、或いは人身賣買によつて海外に送られ、乃至は娼婦といたしましてその自由を奪われる、若しくは政党の争いにおいてその主宰者が拘束を受けるとかいふように、いろいろの場合におきましては、弁護人の立

の理由を明示されなくてはならんといふ権利があるということを明らかにしているのです。かような趣旨から申しますと、我々はこの憲法の趣旨に副うところの、即ち裏付けをするところの附屬法規を必要とするゆえんのことです。かような趣旨からいたしましては、十分認識しなくてはならんと思うのです。かような趣旨からいたしまして本法案を提案いたした次第であります。

本法案の立法の体制は、即ち只今申し上げましたところの憲法第三十四條後段の、法律上正當の理由なくしてと、こういうことを基本にいたしまして、ただこの表現が今日の法律解釈の上にあります。又現在の新憲法におきましては、理由ということが恰かも有罪無罪を争うといふに誤解を生ずる虞れがある。これは將來の運用も、これを裏付けるところの法規は未だ存在しない。故に若し現に我々が自由を束縛され、自由を奪われた場合におきまして、これを救済する方法といふことを尋ねると、これらを補償法、又は逮捕監禁に対するところの刑事訴追、民法七百十條によるところの損害賠償、この四つの方法よりなります。併しながらこれらの法規は、いずれも事後ににおけるところの本人の自由拘束によるところの精神的満足、物質的救済、かような点にあります。故に憲法がかくのごとく國民の自由を保障する以上は、我々が現に奪われているところの自由を直ちにそれを救済する、こういふ法律を必要とすることは、憲法第三十四條の後段に、正当なる理由なくして我々は拘束されない、而して何人もその拘束を受ける場合はさのような行動に出られない場合が多いのであります。例えば監獄部屋に打ち込まれ、或いは人身賣買によつて海外に送られ、乃至は娼婦といたしましてその自由を奪われる、若しくは政党の争いにおいてその主宰者が拘束を受けるとかいふように、いろいろの場合におきましては、弁護人の立

の理由を明示されなくてはならんといふ権利があるということを明らかにしているのです。かような趣旨から申しますと、我々はこの憲法の趣旨に副うところの、即ち裏付けをするところの附屬法規を必要とするゆえんのことです。かような趣旨からいたしましては、十分認識しなくてはならんと思うのです。かような趣旨からいたしまして本法案を提案いたした次第であります。

本法案の立法の体制は、即ち只今申し上げましたところの憲法第三十四條後段の、法律上正當の理由なくしてと、こういうことを基本にいたしまして、ただこの表現が今日の法律解釈の上にあります。又現在の新憲法におきましては、理由ということが恰かも有罪無罪を争うといふに誤解を生ずる虞れがある。これは將來の運用も、これを裏付けるところの法規は未だ存在しない。故に若し現に我々が自由を束縛され、自由を奪われた場合におきまして、これを救済する方法といふことを尋ねると、これらを補償法、又は逮捕監禁に対するところの刑事訴追、民法七百十條によるところの損害賠償、この四つの方法よりなります。併しながらこれらの法規は、いずれも事後ににおけるところの本人の自由拘束によるところの精神的満足、物質的救済、かような点にあります。故に憲法がかくのごとく國民の自由を保障する以上は、我々が現に奪われているところの自由を直ちにそれを救済する、こういふ法律を必要とすることは、憲法第三十四條の後段に、正当なる理由なくして我々は拘束されない、而して何人もその拘束を受ける場合はさのような行動に出られない場合が多いのであります。例えば監獄部屋に打ち込まれ、或いは人身賣買によつて海外に送られ、乃至は娼婦といたしましてその自由を奪われる、若しくは政党の争いにおいてその主宰者が拘束を受けるとかいふように、いろいろの場合におきましては、弁護人の立

合ニ在リテハ世帯主タル組合員、
組合員トス
第八條ノ九 保険者ハ被保険者ノ療
養若ハ助産ノ給付又ハ被保険者ノ療
健保ノ保持増進ノ爲必要ナル施設
ヲ寫スコトヲ得
第八條ノ十 保険者ハ其ノ事業ニ要
スル費用ニ充ツル爲保険料ヲ世帯
主タル被保険者（普通國民健康保
險組合ニ在リテニ世帯主タル組合
員、特別國民健康保險組合ニ在リ
テハ組合員）ヨリ徵收ス
保険者ハ特別ノ事由アル者ニ對シ
保険料ヲ減免シ又ハ其ノ徵收ヲ猶
豫スルコトヲ得
第八條ノ十一 保険給付ノ種類範圍
支給期間及支給額、保険料ノ徴収
收方法及減免其ノ他保険給付及保
險三類シ必要ナル事項ハ條例、
規約又ハ規程ヲ以テ之ヲ定ムベシ
第三章 國民健康保險タ行フ
市町村
第八條ノ十二 市町村ハ國民健康保
險ヲ定ムル時キハ國民健康保
險ノ認可ヲ受ケバシ
第八條ノ十三 國民健康保險ニ關ス
保険ニ關スル條例ヲ制定スベシ
更又ハ廢止ニ付テハ都道府縣知事
ノ認可ヲ受ケバシ
第八條ノ十四 國民健康保險ヲ行フ
市町村ノ被保險者ハ其ノ區域内ノ
世帶主及其ノ世帶ニ屬スル者トス
但シシ左ノ各號ノニ該當スル者ハ
此ノ限ニ在ラズ
一 被保險者ノ資格ニ關スル事項
二 保險給付ニ關スル事項
三 保険料ニ關スル事項
四 重要ナル財產及營造物ニ關ス
ル事項
五 其ノ他重要ナル事項
第八條ノ十五 國民健康保險ヲ行フ
市町村ノ被保險者ハ其ノ區域内ノ
世帶主及其ノ世帶ニ屬スル者トス
但シシ左ノ各號ノニ該當スル者ハ
此ノ限ニ在ラズ
一 健康保險ノ被保險者及船員保
險ノ被保險者、但シ船員保險法
第二十條第一項ノ規定ニ依ル被
保險者ヲ除ク
二 特別國民健康保險組合ノ被保
險者

第八條ノ十六 國民健康保險ヲ行フ
市町村ハ國民健康保險ニ關スル收
入支出ノ豫算、準備金ノ處分、繕修
例ヲ以テ定ムル要件ナル財產ヲ取
得及處分並ニ營造物ノ設置ニ付テ
ハ議會ノ議決ヲ經由之ヲ定メ都道
府縣知事ニ該決スベシ
第八條ノ十七 國民健康保險ヲ行フ
市町村ハ國民健康保險ニ關スル收
入支出ニ付特別會計ヲ設ケバシ
第八條ノ十八 國民健康保險事業ノ
運營ニ關スル事項ヲ審議スル爲國
民健康保險協同會（以下協議會ト
稱ス）ヲ置ク
協議會ノ委員ハ被保險者ヲ代表ス
ル者、醫師又ハ歯科醫師ヲ代表ス
ル者並ニ公益ヲ代表スル者ニ就キ
上ヲ委嘱ス
第八條ノ十九 協議會ハ國民健康保
險事業ノ運營ニ關スル事項ニ付市
町村長ノ請問ニ應じテ審議シ又ハ
必要アルトキハ當該市町村長ニ建
議スルコトヲ得ルモノトス
但シ特別國民健康保險組合ニ在リ
前項ノ規定ニ依ル場合ノ外協議會
規定スベシ
第八條ノ二十 前條第一項ノ規定ニ依
ル請問アリタルトキハ協議會ハ其
タルトキハ協議會ハ之ヲ受理シ意
見ヲ附シテ當該市町村長ニ提出ス
ベシ

第八條ノ二十一 第一條第一号及び第二号
を次のように改める。
一 健康保險ノ被保險者及船員保
險ノ被保險者、但シ船員保險法
第二十條第一項ノ規定ニ依ル被保
險者ヲ除ク
二 特別國民健康保險組合ノ被保
險者

第八條ノ二十二 本法ニ規定スルモ
ノノ外協議會ニ關シ必要ナル事項
ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム
〔第二章 國民健康保險組合〕に改
めれる。
第八條ノ二十三 國民健康保險組合ニ在
リテ提出スルト共ニ之ヲ公表スベ
シ
第八條ノ二十四 國民健康保險組合ニ改
めれる。
第八條ノ二十五 國民健康保險ヲ行フ
市町村ハ國民健康保險ニ關スル收
入支出ノ豫算、準備金ノ處分、繕修
例ヲ以テ定ムル要件ナル財產ヲ取
得及處分並ニ營造物ノ設置ニ付テ
ハ議會ノ議決ヲ經由之ヲ定メ都道
府縣知事ニ該決スベシ
第八條ノ二十六 國民健康保險ヲ行フ
市町村ハ國民健康保險ニ關スル收
入支出ニ付特別會計ヲ設ケバシ
第八條ノ二十七 國民健康保險ヲ行フ
市町村ハ國民健康保險ニ關スル收
入支出ニ付特別會計ヲ設ケバシ
第八條ノ二十八 國民健康保險事業ノ
運營ニ關スル事項ヲ審議スル爲國
民健康保險協同會（以下協議會ト
稱ス）ヲ置ク
協議會ノ委員ハ被保險者ヲ代表ス
ル者、醫師又ハ歯科醫師ヲ代表ス
ル者並ニ公益ヲ代表スル者ニ就キ
上ヲ委嘱ス
第八條ノ二十九 協議會ハ國民健康保
險事業ノ運營ニ關スル事項ニ付市
町村長ノ請問ニ應じテ審議シ又ハ
必要アルトキハ當該市町村長ニ建
議スルコトヲ得ルモノトス
但シ特別國民健康保險組合ニ在リ
前項ノ規定ニ依ル場合ノ外協議會
規定スベシ
第八條ノ三十 前條第一項ノ規定ニ依
ル請問アリタルトキハ協議會ハ其
タルトキハ協議會ハ之ヲ受理シ意
見ヲ附シテ當該市町村長ニ提出ス
ベシ

第八條ノ三十一 第一條第一号及び第二号
を次のように改める。
一 健康保險ノ被保險者及船員保
險ノ被保險者、但シ船員保險法
第二十條第一項ノ規定ニ依ル被保
險者ヲ除ク
二 特別國民健康保險組合ノ被保
險者

第八條ノ三十二 本法ニ規定スルモ
ノノ外協議會ニ關シ必要ナル事項
ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム
〔第二章 國民健康保險組合〕に改
めれる。
第八條ノ三十三 國民健康保險組合ニ在
リテ提出スルト共ニ之ヲ公表スベ
シ
第八條ノ三十四 國民健康保險組合ニ在
リテハ國民健康保險組合ノ議決ヲ經
由之ヲ定ムル要件ナル財產ヲ取
得及處分並ニ營造物ノ設置ニ付テ
ハ議會ノ議決ヲ經由之ヲ定メ都道
府縣知事ニ該決スベシ
第八條ノ三十五 國民健康保險組合ニ在
リテハ國民健康保險組合ノ議決ヲ經
由之ヲ定ムル要件ナル財產ヲ取
得及處分並ニ營造物ノ設置ニ付テ
ハ議會ノ議決ヲ經由之ヲ定メ都道
府縣知事ニ該決スベシ
第八條ノ三十六 國民健康保險組合ニ在
リテハ國民健康保險組合ノ議決ヲ經
由之ヲ定ムル要件ナル財產ヲ取
得及處分並ニ營造物ノ設置ニ付テ
ハ議會ノ議決ヲ經由之ヲ定メ都道
府縣知事ニ該決スベシ
第八條ノ三十七 國民健康保險ヲ行フ
市町村ハ國民健康保險ヲ行フ
トスルトキハ規程ヲ作リ關係市町
村ノ議會ノ議決ヲ經由スルコトヲ
要セズ

第八條ノ三十八 第一條第一号及び第二号
を次のように改める。
一 健康保險ノ被保險者及船員保
險ノ被保險者、但シ船員保險法
第二十條第一項ノ規定ニ依ル被保
險者ヲ除ク
二 特別國民健康保險組合ノ被保
險者

第八條ノ三十九 本法ニ規定スルモ
ノノ外協議會ニ關シ必要ナル事項
ハ政令ヲ以テ之ヲ定ム
〔第二章 國民健康保險組合〕に改
めれる。
第八條ノ四十 國民健康保險ヲ行フ
市町村ハ國民健康保險ヲ行フ
トスルトキハ規程ヲ作リ關係市町
村ノ議會ノ議決ヲ經由スルコトヲ
要セズ

三 特別ノ事由アル者ニシテ條例

ナル事項ヲ市町村長ニ報告スベシ
第八條ノ二十一 協議會ハ毎年一回
前項但書ノ規定ニ依り被保險者タ
ル資格ナキ世帶主ニシテ其ノ世帶
ニ被保險者タルベキ者アルトキハ
第八條ノ八及第八條ノ十ノ規定ノ
適用ニ關シテハ之ヲ世帶主タル被
保險者看做ス

創る。
〔第三節 管理〕を〔第二節 管理〕
に改める。
第二十五條第三項及び第四項を次
のよう改める。
組合會長ハ組合會議員ニ於テ、
組合會議員ハ組合員ニ於テ之ヲ互
選ス

〔第三節 管理〕を〔第二節 管理〕
に改める。
第二十九條第一項但書を削る。
〔第三節 管理〕を〔第二節 管理〕
に改める。
第三十條中「地方長官ノ指揮」を削
去セズ
〔第三節 管理〕を〔第二節 管理〕
に改める。
第三十一條中「地方長官ノ指揮」を
〔第三節 管理〕を〔第二節 管理〕
に改める。
第三十二條中「地方長官ノ指揮」を
〔第三節 管理〕を〔第二節 管理〕
に改める。

七二

